

第百四十三回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第一号

(六三)

平成十年九月四日(金曜日)

午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 北橋 健治君

理事 石原 伸晃君

理事 萩山 教蔵君

理事 岩國 哲人君

理事 田端 正広君

理事 愛知 和男君

理事 尾身 幸次君

理事 小坂 憲次君

理事 戸井田 徹君

理事 山本 公一君

理事 小林 守君

理事 前田 正君

理事 藤木 洋子君

理事 武村 正義君

理事 鈴木 恒夫君

理事 福永 信彦君

理事 佐藤謙一郎君

理事 武山百合子君

理事 岩下 栄一君

理事 大野 松茂君

理事 桜井 郁三君

理事 村上誠一郎君

理事 吉川 貴盛君

理事 並木 正芳君

理事 中村 鋭一君

理事 北沢 清功君

委員の異動

九月四日

辞任

戸井田 徹君

山中 貞則君

冬柴 鐵三君

土井たか子君

同日

小坂 憲次君

吉川 貴盛君

並木 正芳君

北沢 清功君

補欠選任

吉川 貴盛君

小坂 憲次君

並木 正芳君

北沢 清功君

補欠選任

山中 貞則君

戸井田 徹君

冬柴 鐵三君

土井たか子君

出席国務大臣

国務大臣 (環境庁長官)

環境政務次官

環境庁長官官房

環境庁企画調整

環境庁自然保護

環境庁大気保全

環境庁水質保全

厚生省生活衛生

農林水産大臣官

房総務審議官

石原 葵君

真鍋 賢二君

栗原 博久君

太田 義武君

岡田 康彦君

丸山 晴男君

廣瀬 省君

遠藤 保雄君

小野 昭雄君

真鍋 賢二君

委員外の出席者

環境庁企画調整

局地球環境部長

環境委員会専門

鳥越 善弘君

第一類第十六号

環境委員会議録第二号 平成十年九月四日

環境庁企画調整
局地球環境部長
環境委員会専門
鳥越 善弘君

まして、国務大臣環境庁長官及び地球環境問題担当を拜命いたしました。浅学非才の身でございませうけれども、皆様方の御協力をちょうだいして一生懸命頑張らせてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

今日、人類の経済社会活動はますます拡大し、環境に対し深刻かつ回復困難な影響を及ぼしております。地球温暖化の影響が既に平均気温の上昇や海面の上昇等の形であらわれていること、ダイオキシン問題や廃棄物問題など国民生活に大きな影響を及ぼすような問題が顕在化していることなど、まさに人類社会の基盤を揺るがしかねない環境危機ともいえるべき状況が生じております。これからの私たちの対応のあり方が二十一世紀以降の人類の暮らしや経済活動の発展を大きく左右することとなり、国内的にも国際的にも極めて重要な問題であります。

このような重要な時期に環境問題を担当させていただくことになり、その責任の重さに身の引き締まる思いがいたしておるところであり、私としても全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

特に、昨年十二月の地球温暖化防止京都会議の議長国である我が国は、地球温暖化問題への取り組みにつきましましては国際的に強いリーダーシップを発揮していくことが求められており、我が国自身率先して温室効果ガス六六削減という目標の実現を図っていかねばならないと認識しております。

さきの通常国会には、地球温暖化対策の推進に関する法律案を提出させていただいておりますが、本国会におきましてぜひとも成立させていただけるようお願いいたします次第であります。また、多くの国民の皆さんに不安を与えているダイオキシンや環境ホルモンなどの化学物質問題

につきまして、本年度補正予算においても対策を講じてきておるところであります。今後とも、一刻も早い問題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

委員長を初めといたしまして、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。(拍手)

○北橋委員長 次に、栗原環境政務次官。

○栗原政務次官 先般七月三十一日に環境政務次官を拜命いたしました栗原博久でございます。

ただいま真鍋大臣からごあいさつのとおり、我が国の抱えます環境問題は、地球規模を超え、また世代間を超えて、大変大きな問題をはらんでいるわけでありまして、環境ホルモン問題とかあるいはまたダイオキシン、また地球温暖化など、本当に多くの関門が控えておるわけであります。

その中におきまして、住みよい地球をつくるために、真鍋大臣を補佐いたしました。微力でございますが、一生懸命に環境行政推進のために努力したいと思っております。大変浅学非才でございますが、皆様方の御指導をお願いしまして、私のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○北橋委員長 第百四十二回国会、内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本案につきましては、前国会において既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

地球温暖化対策の推進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○北橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木恒夫君。

○鈴木(恒)委員 おはようございます。自由民主党の鈴木恒夫でございます。

新しく大臣並びに政務次官に就任をされました眞鍋先生そして栗原先生、日本、地球全体の環境問題のために大きなお働きをいただきますように期待をし、激励をさせていただきます。

私はもとより生憎なことを申し上げておりましたが、一内閣一大臣、国際的に日本のリーダーシップを発揮していくには、少なくとも内閣の主要閣僚は、慣例的に一年足らずでくるるかわるのではありませんに、総理大臣が在任中、その総理大臣と心中をするぐらいのつもりで働いていただかなければならないということを主張しております。その主要大臣の一つに環境庁長官、将来の環境大臣も位置づけられるべきだと考えておりますので、どうぞ眞鍋大臣には、御留任の音がほうふつとして沸き起こるような御活躍を期待いたします。

私は四十分時間をいただいておりますが、本法案につきまして、前国会以来、私自身が単細胞の頭脳でございます。甚だ皆様は御心配、御迷惑、御不快の念までお与えしたので、質問は二十分に縮めて、私の意のあるところをお酌み取りいただきたく考えております。そこで、端的に御質問もさせていただきます。大臣初め政府側からは簡潔な御答えをいただきたいと思っております。

私はことしの五月に中国に参ります。中国の要人と環境問題についても意見交換をいたしました。偉大な指導者であった鄧小平氏がよくインスピレーションを受けて、あなたは文化大革命を初めていろいろな失脚あるいは悲嘆のときもあっただ

ろくに、不死鳥のようによみがえったのはなぜでしょうという質問を受けると、いや、私は樂觀主義者だからよみがえれた、どんなことがあっても天は落ちてくることはないんだ、こう言ったと言われています。

私は、中国の関係者に、この鄧小平さんの不死鳥のごとき生命力は大変なもので、その偉業は中国の歴史にさん然と輝くであらうけれども、この鄧小平さんの言葉はやがて死語になるだろう、こう言いました。つまり、空からは酸性雨が降り、地球の温暖化は進み、砂漠化は進み、オゾン層は破壊をされ、もう天が落ちてくることは目の前に現実の問題として生じているわけでありまして、中国の要人の皆さんにそのことを申し上げて、日中が協力して、少なくともアジアの環境破壊に歯止めをかけようじゃないですかと申したわけでありまして、今度の中国の大洪水も、明らかに天災、人災のまじり合ったものでございまして、人類の未来を暗示するものとして、我々は大変なショックを受けております。

私は、これからの地球環境問題あるいは国内の環境問題も含めて、これまでの人間文明を根底から、意識の中から変えなければだめだ、人間文明への挑戦だ、こう考えておりました。こうした基本的な考え方に長官がどういう認識を持っておりますか、まずこの点をお伺いしたいと思っております。

そうした認識の上で、昨年の京都会議というものはどういう位置づけになるのだろう。この京都会議は、私もずっと携わってまいりましたので、政府はもちろんのこと、事業者、あるいはとりわけNGOの皆さんが全国的に大きな声を上げてこのCOP3の成功をサポートしてください。これは本当にありがたかったこととございまして、あれがなければ京都の議定書の採択ということとはなかったかもしれないに思っております。

我が国の環境計画あるいは環境基本法には、循環、共生、国際的取り組みと並んで参加というキーワードがあるわけとございまして、すべての

者がますます地球の保全、環境問題の解決に取り組まねばならない。そうした意味で、NGOを初めとする国民の皆さんへの思いを、長官からぜひ一言お聞きをしておきたいと思えます。

○眞鍋国務大臣 鈴木先生のお話を聞いて、まさに環境問題は地球規模になしていかなければならないということを感じさせられておるところであります。いろいろな御高説の中にうかがわれますように、これからの問題として取り組まなければならぬ姿勢がお伺いできたわけでありまして、昨年の京都会議において厳しい削減目標を立てたわけでありまして、この京都議定書が採択されたことは、地球温暖化防止に向けて歴史的な第一歩を踏み出したと言っても過言でないと思っております。

京都会議の成功は、京都会議に向けて、政府のみならず、NGOや企業といったさまざまな主体が自主的かつ積極的に取り組んだことによるものと考えます。このような各主体の取り組みは、今後の地球温暖化対策を推進するに当たって極めて重要なことである、こう考えておるところであります。

先生のお考えなどを入れながら、一緒になってこの問題に取り組んでいきたいと思っております。COP3の議定書の問題は、引き続き各国とも継続的に取り組んでいるわけでありまして、我々の当面する目標として、十一月にアルゼンチンのCOP4が待ち受けているわけとございまして、与党の立場からいたしますと申し上げにくいこととすけれども、前長官の太田浩さんが参議院議員選挙で議席を失われて、しかし、これは事務当局からお返事をいただきますが、議長としてまた行かれることになったのかどうか。これはちょっとと答弁をいただきますが、多分議長としてブエノスアイレスへ向かわれるのだろう。

そうなりますと、今審議が最終段階に入りましてこの温暖化対策法というものは、どうしても大

木前長官のかばんの中にしつかりと入れていたただかなきゃいけない。京都会議の議長国として、こういう法律を世界に先駆けてつくったという事は、日本のリーダーシップを示す何よりの証左になるわけでありまして、そのことを熱烈に私は願望して今国会での成立を一日も早く、こう思っております。

COP4への準備あるいはその大木議長に伴、それからCOP4でどういう状況が生まれそうか、御答弁をお願いいたします。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。まず最初に、大木前大臣が議長としてCOP4に行かれることになるのかというお尋ねでございます。

この点につきましては、大木前大臣のお立場が変更されましたけれども、政府といたしましては、引き続き条約の締約国会議の議長としてCOP4までお務めをいただくというところをお願いすることとしたわけとございまして、そのようなお立場でブエノスアイレスに行っていくいただくことになるだろうというふうに考えているわけとございまして。

さて、このCOP4でございますけれども、現在、そのCOP4に向けましてさまざまな準備を進めているところでございます。

大きな課題といたしまして、京都議定書の早期発効を目指しまして、私どもといたしましては、新たに導入をされた排出量取引などの、国際的に協調して目標を達成する仕組みの具体的な内容についての検討をぜひ促進していく必要があるだろうと考えておるところでございます。

それからもう一つは、京都会議の大きな積み残しの課題となりました途上国の取り組みの強化という問題につきましても、やはりこれはいまだに途上国と先進国の間の対立が厳しいために、その前進を図る見通しが大変つけない課題ではございますが、一歩でも二歩でもそうした問題につきましても議論の前進を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

二

こうした目的を持ちまして、我が国といたしましても、今月中旬には東京において主要国の閣僚レベルの御参加を得まして非公式閣僚会議を開催するなど、COP3の議長国としてCOP4の成功のために最大限のイニシアチブを発揮してまいりたいと考えているところでございます。

こうした観点から、このお願いをしております法案でございすけれども、この臨時国会において制定していただくことによりまして、他の先進国における国内の対策の強化に弾みをつけるという意義があることがまず第一の大きな意義であろうというふうに考えております。同時に、ただいま申し上げましたようなCOP4で大きな議論となつて見込まれます途上国の取り組みの強化につきましても、そうした国際的検討を円滑に進めていく上で、先進国の真剣な取り組み姿勢を見せるということが大変欠かせない重要な点でございす。

そうした意味で、途上国の信頼感を高めるという意味でも、我が国が専ら温暖化防止を目的とした法律を世界で初めてつくるといふことの大変大きな意義がある、このように考えている次第でございす。

○鈴木(恒)委員 議定書の中にあります共同実施とか排出権取引、日本は六割を国際公約したわけですが、アメリカなどはなかなか議論が進んでいないようですので、ロシアがああいう状況になっておりますから、共同実施の対象国として話し合ひができるのかどうか甚だ疑問でもありますが、その他の国も含めて、こうした新しいシステムを各締約国が目標準達成に向けて積極的に実現していく、そういう姿勢をとらせるために、日本の政府の取り組みは、外務省との問題もあるのかもしれませんが、少しネガティブに過ぎないか。もっとポジティブにどんどん前へ出て、目標達成に向かって日本は走っているという姿勢を見せるべきだと思ひます。これは要望をしておきますので、やはり日本は頑張っている、こういう評価を受けるように、これから十一月まで時間もそうありま

せんで、努力をいただきたい。

そうしてやっていけば、この審議中の法律案にございす附則の第二条、見直しを五年以内にするんだというくだりがありますけれども、私は、もうこれだけ時代のテンポが速いわけですから、五年などどこでかわらないで、必要なことが生じればどんどん法律の内容も変えていく、積極的に政府がそれを提起してくるくらい積極性が欲しいと思ひますが、どうでしょう。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、我が国はCOP3の議長国でもございすから、京都議定書の早期発効に向けて積極的にイニシアチブを発揮していくべきであらうというふうに考えております。そのようにいたしまして、国際的な検討あるいは交渉のスピードアップをしていくことが必要でございす。また温暖化に関するいろいろな科学的知見でございすとか対策の技術、こういうものの進歩も強力に図っていくというようなことによりまして、この法律を取り巻くいろいろな条件をできるだけ早く変化をさせていくということが必要だろうというふうに考えております。

そのような努力によりまして変化が起きますと、この法律の施行後五年以内に施行の状況について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるといふ規定、ただいま御指摘の規定ではございすけれども、こうした事情に対応をいたしまして、五年を待つことなく、検討が必要と判断されれば適時適切に見直しを行つてまいりたい、このように考えております。

○鈴木(恒)委員 御存じのように、地球環境問題は、一九九二年の地球サミット、リオで画期的な会議が行われて加速したわけでございます。

したがって、国際的にリオ・プラス10を二〇〇二年に開催することになっておるわけでありすが、その開催地、どこでリオ・プラス10をすべきかという議論がもう始まつておりますが、個人的にはアメリカか中国が望ましいと私は思っている

のです。

なぜかといいますと、アメリカは、御存じのように世界最大の温室効果ガスの排出国でありながら、いろいろな事情から実質的に地球環境問題にそうポジティブに取り組んで進んでいない。したがって、アメリカに世界の代表が乗り込んで、少しアメリカの世論を喚起するといふくらいのことであつてもいいのかなと思つたりいたします。

一方で、これから世界の人口の多くの部分を占めることになる中国の存在も、途上国問題を象徴するものとしてやはり大きな意義を持つと思つております。できれば中国でリオ・プラス10をやつて、地球サミットに続く画期的な前進をまた図りたい、こう思つております。

大臣、これはちょうど二〇〇二年、リオ・プラス10は、我が国内におきましては環境省ができて上がつているかどうかというぎりぎりのところなんです。私も、あえて環境庁の昇格とは言ひませんが、環境省の設置に向けて懸命に努力をしておるところですけれども、このリオ・プラス10、それに向けて環境庁全体がどう取り組んでいくか。

私は、最後に一言申し上げれば、一番最初に申し上げたように、人間の文明の転換点だという認識に立てば、国連の機構改革の中でも環境に関する、例えば常任理事国会議ぐらいのものがあつて、環境危機管理という言葉を私今盛んに自分ですべて使っているのですが、やはり地球環境の危機管理というものを国連の取り組みのメーンに置くべきだ。もちろん、日本の政府内部でも、官邸機能の中に環境問題というものを中心的な一つの柱に置いていくべきだ、こう考えているのです。

時間が参りました、もう二十分とおけばよかつたなと思つておりますが、お約束でございすから、この点に対する大臣の決意をお伺ひして、質問を終わります。

○眞鍋國務大臣 先生御指摘のように、アメリカにいたしましては中国にいたしまして、環境問題ではこれから相協力してやつていただかなければ、温暖化防止等の目的を達成することは不可能

だと思つておるわけでありす。先生の御提言をちょうだいしながら、何とかリオ・プラス10の成功をおさめたいものと考えておるところであります。

先ほど、二〇〇二年ということでありましたが、二〇〇一年からは我が環境庁も省に昇格することでありまして、今までのような姿でなく多角的な環境行政に取り組んでいかなければならぬわけでありすから、調整省でなくて、積極果敢に環境問題に取り組む省庁としての目標を立てて頑張つてまいりたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木(恒)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○北橋委員長 岩國哲人君。

○岩國委員 民主党を代表いたしまして、環境政策、とりわけ温暖化防止条約に関連した質問をさせていただきます。と思ひます。

まず最初に、新しく大臣に就任されました眞鍋長官、また政務次官、心からお祝い申し上げます。と思ひます。

我々環境委員会の委員と一緒に、党派は違ひますけれども、環境委員会では党派を超え、そしてお互いの立場を超えて日本の環境問題に取り組んできたつもりでありすので、長官も政務次官も、ぜひ我々と同じ党に入党されるつもりで頑張つていただきたいと思います。

いろいろな問題がありす。金融問題等々ございす。私も予算委員会、金融に関する特別委員会等でいろいろな激しい議論をしてまいりました。きのうも、またきょうも続けるわけでありすけれども、環境委員会でも私がいつも思ひますのは、我々、政府とか与党とかいひますけれども、今の政治に対して一番の最大の野党は、私は環境問題ではないかと思つております。そういう環境問題という最大の野党を背景にして、内閣の中でもしっかりと閣議でも発言していただきたい、そのように思ひますので、そうした国民の意識の中で、あるいは国会の中においても環境問題を支持

する、また関心を持つ議員の数は非常に多いわけであり、またその最大の政党を背景にして開いているのだという意識でもって開議でも、それから予算要求でも開議していただきたい、そのことを最初にお願ひしたいと思います。

次に、温暖化防止条約に関連して、グローバル、グローバルというものがよく言われます。グローバルという概念についてはいろいろな面で使われることが多いわけであり、例えば、社会がグローバルになる、世界がグローバルになるといったようなことに使われますけれども、文化の問題については、確かに各国の文化の交流というものは非常に望ましいことではありますけれども、文化がグローバルになれば、失われていくのは地域の伝統、それぞれの地域の文化の伝統というのが失われていきます。

一方、経済あるいは最近の金融問題についても、ビッグバンに関連してグローバルということがよく言われます。金融の問題においてグローバルと言ふ場合には、大きなマーケットができる、効率のいいマーケットができる、それはグローバル化の結果として大変好ましいことではありますけれども、逆の面としては、ローカルなマーケットはとなく軽視されて、それぞれの、ロシアとかインドネシアとかあるいは日本とかそういったようなところでグローバルなマーケットの影響を受けて、地域経済においては非常にマイナスが出てくるという面も出てくるわけであり、

しかし、環境問題に関して言いますと、私は、最近のいろいろな環境に対する取り組みが地球規模で、あるいは国際間の協力というのがほとんどふえつつあるというところについては非常に好ましいことだと思っております。

このグローバルな協力関係を打ち立てていくという点からは、とりわけアジアの、アジアというのは地球上でも一番開発途上国、これから開発していく、三十年、五十年、百年前の日本を追い抜いていくという国が非常に多いことは長官も御承知のとおりであります。ということは、開発

と環境という相対立するような概念からいいますと、地球上で一番環境悪化が懸念されるのがこのアジアであり、その悪化するかもしれないアジアの中にあって、技術と人と金を持っている、そして環境悪化の経験も持っているというのは日本であり、

そういう意味で、地球全体を見た中で、グローバルな協力体制の中で、一番悪化が懸念されるアジアの中で、私は日本の役割というものは非常に大きいのではないかと考えています。技術と金と人と環境を悪化させたという貴重な経験、このすべてをそろえて持っているのはこの日本であり、それから、そうした温暖化防止条約をこれから国内において推進しあるいは海外との協力を推進していく上で、単に何十カ国の中の一つという意識ではなくて、これはアジアの中で、世界の中でもそれだけの役割を持つだけの条件を備えているのだという意識でこれを取り組む必要があるかと思ひますけれども、この点において長官の御意見を伺いたいことが一つ。

二番目に、最近安全保障のことについていろいろ言われますけれども、戦争についての安全保障よりも、先ほど鈴木委員がおっしゃいましたように、私は、環境に対する安全保障、環境安保計画というものを推進すべきじゃないかと思うのです。戦争の安全保障ばかりあるから、安保といえれば環境の話、ミサイルの話ばかり。安保といえれば環境のことだというふうな意識の切りかえをやっていく上でも、アジアを中心としたアジア環境安保計画を推進していくべきだと思ひますけれども、この点についてどのような御意見をお持ちか、この二点についてお伺ひしたいと思います。

○真鍋国務大臣 岩國先生からの御指摘、しっかりと申しますのは、もう与野党はないんだ、グローバルに考えていかなければならない、我々も協力するからということ、環境党をつくれというような意味合いに私も受けとめさせていただきます。

たわけであります。

まさに環境問題を考えるときに、グローバルに考えなければならぬ、またポーランドスな対応をしていかなければならないという考えを持ってこれからの環境行政に取り組んでまいりたいと思ひうわけでありまして、私は、皆さんの英知を傾けた、この環境委員会であれ、まずは日本から発信する多くの技術、経済、いろいろな面で先進国としての力を発揮していかねばならないと思ひ次第であります。

先生から御指摘いただいたように、日本の戦後というものはいろいろな経緯をたどってまいったわけであり、また技術立国としてこれから進んでいかなければならぬわけであり、その英知を持ち合わせておる我が国であるわけであり、これらに駆使しながら何となく目的達成に頑張つていかなければならぬ、こう思っております。

先ほど、アジア地域における日本の役割分担というところについての御指摘があったわけでありまして、日本としても、今アジアの中で唯一の公害経験を保持してそれを再生していった国であるわけであり、それから、そのアジアの皆さん方の御期待にこたえるようにこれからも精進してまいりたいと思ひ、指導方よろしくお願ひいたす次第であります。

それから二番目に、一つのアジアの安保会議を提唱されたわけであり、今、自民党の方から食糧安保もあるぞという御意見もいただいたわけであり、これからの安全保障にかかわる問題を取り上げて、何とか日本が世界から畏敬、尊敬される国としてその振る舞いをしていきたいものだと思ひ、その振る舞いをして、非常に貴重な御意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。その面に向かって頑張つてまいりたいと思ひます。

○岩國委員 ただいま長官から前向きな御答弁をいただきました。

アジアといえども数多くの国があります。その中で、日本との気候、地理的なあるいは海を通じての関係が深いのは、ロシアと中国と韓国、また北朝鮮というのがありますけれども、とりわけこれはこの三国ではないかと思ひます。

したがって、例えば酸性雨の問題にしましても、中国の気候の変化がすぐにこちらへ来る。風は黄砂の問題もあります。あるいは海洋汚染の問題があります。これも国境を越えた問題。あるいは砂漠化の現象、これも中国と日本とで関係があります。この砂漠化、海洋汚染の問題、酸性雨、いずれも国境を越えた問題として既に問題そのものがグローバルになっておりますから、グローバルな問題にローカルな努力だけで立ち向かうというのには十分でないと思ひます。確かに、京都会議において考え方についてはいろいろな議論が行動するという段階にきておりますけれども、こうした場合、中国、韓国、ロシアとの協力ということも考えますとそれだけでは十分でなく、逆に、ローカルに考えグローバルに行動する、これがアジア安保計画の一つの役割ではないか、そのように思っております。

そうしたロシア、中国、韓国との国際協力というものを進めていく上で、現在、この三国においては、京都におけるCOP3以後どのような努力が国を通過し、政府予算を通じ、それぞれの国で行われてきておるか。我々は我々で日本の中の努力はちゃんとやらなければいけませんけれども、よその国はちゃんとやっているのか。決して失礼な意味のやじ馬精神ではなくて、グローバルな協力体制というのは日本だけの協力では十分でないから、ほかの国の努力の度合いというものを常に見ながら日本のその努力を進めていかなければならないという観点から、ロシア、中国、韓国、それぞれの国において、その後どのような努力をされているのか、いやもう日本の二倍ぐらいの努力をやっているというのか、あるいは意外にその後手が抜かれているということなのか、率直

な御見解をお願いしたいと思います。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

ロシア、中国、韓国の京都会議以降の取り組みについてお尋ねでございますが、まずロシアでございませうけれども、京都議定書では、削減率として一九九〇年の水準に比しまして〇％という目標が定められたわけですが、実際上は、一九九〇年以降経済の停滞を反映いたしまして二酸化炭素の排出量も大きく減少をしております。一九九五年のレベルでは約三〇％減少しているというふうに推測をしております。

そうした中で、またさまざまな経済的な困難に直面をしております。ロシアといたしましては、これらに真剣に取り組もうとしておりまして、具体的には、西欧先進国あるいは我が国と協力をいたしまして、共同実施というような形で協力をしながら温暖化防止のプロジェクトを進めようとしております。例えて申しますと、旧式の石炭火力発電所を近代化したしまして発電効率の高い天然ガス火力発電所に建てかえるというような努力を他の先進国と共同して行うといったようなプロジェクトを進めようとしております。

次に中国でございませうけれども、中国は、御承知のとおり、途上国ではございますが、世界最大の人口を抱え急速な経済発展をしておりますので、これを放置いたしますと大変大きな排出量になることが恐れられておるわけでございます。国際協議の場においては依然としてかなり強硬な主張をし、途上国の立場から先進国の責任を追及する立場を続けてはおりますけれども、他方で、ことしになりましたから中央政府の行政組織機構改革におきまして、従来の国家環境保護局を環境保護総局ということで、ちょうど我が国の総理府に所属いたします環境庁が国務大臣によって指揮されておりますのと同様のより高い立場に位置づけられておまして、国内の環境問題に一層積極的に取り組もうということで、国会におきましても新しい法律などを制定し実施していくというようなことで、全般的には環境保全についてより積極

極的に取り組もうとしておる。

そうした中で、我が国との関係におきましても、省エネルギープロジェクトや植林等を協力して進めようというような姿勢で臨んでいるところでございます。

最後に、韓国でございませうけれども、韓国も昨今経済的な困難に直面してはおりますけれども、韓国自身はOECDに加盟をし、先進国の仲間入りをするという客観的な状況にあるわけでございます。そうした中におきまして、韓国といえども、条約上は途上国の仲間に入っておりますが、自主的に韓国みずから温室効果ガスの排出量についての目標を掲げて、これに取り組んでいこうというような意思を最近表明をしております。ただ、その目標の時期は、京都会議で決められた時期よりも十年ぐらい後になるというところで、それは少し遅過ぎるのではないかとという声も一部にございませうけれども、しかし、今までそのようなことを言ってきたりませんでした韓国もそのようなことで積極姿勢に転じているというふうに理解をしております。

○岩國委員 それら三つの国について御答弁いただきましたけれども、その三つの国いずれの国においても、COP3以前とCOP3以後とを見た場合に、この環境問題、温暖化防止についての取り組みは非常に前進しておるということが言えるかどうか。

二番目に、どの国においても前進したということであれば大変京都会議の意義が大きかったというところになりますけれども、日本を含めてこの四つの国の中で、仮に日本を格付でBとした場合、ロシア、中国、韓国はどれぐらいの格付で我々の頭の中に置いておけばいいの。人、金、努力、そういったものを総合的に見て、その前進の度合いはどうなのか。我々も負けちゃならぬわけですが、簡潔に御答弁をお願いします。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。
なかなか客観的に比較をして評価することは難しい点がございますが、明らかにこの三国とも、

先ほど申し上げましたとおり、京都会議以降、その以前に比しまして対策は前進を見ているというふうに考えております。

その前進の度合いを我が国と比較してどうかというところでございませうが、私どもは、やはりその四国の中で明らかに我が国が一番熱心に対策を前進させている、その努力の一端がこの法案を御提案申し上げているということにもあらわれていると考えております。しかしながら、我が国ほどでないにしても、先ほど申し上げましたように、この三カ国、中国、韓国、ロシアも一定の前進を見せているというふうに申し上げることができると思っております。

○岩國委員 大木前長官も非常に努力されたということは、我々も委員の一人として率直に評価したいと思います。四つの国の中でパッパを犠牲にしてまで法案を推進されたのは大木長官だけではないか。そのように思いますし、今後とも、日本が常にアジアの中で一番熱心な国だという評価を得るよう努力すべきだと思います。

次に、四カ国の体制を、決して四カ国に限定するわけではありませうけれども、こうしたアジア近隣諸国との温暖化防止のための努力を、相乗効果を伴う上で、そして、広域圏で取り組みの効果を上げるために、協力体制をしく上で、日本の大使館の出入にそれぞれ環境庁が直結できるように、情報をとるあるいはいろいろな働きかけをする、そういう体制は十分にできておりますか。我が国の大使館の中で環境庁の仕事をする人はいないのか、あるいは兼務でやっておって、頼んでも忙しいという理由でなかなか返事も来ないというような状況なのか、その点についてはどうなっておりますか。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。
この中国、韓国、ロシアの三カ国の中では、昨年から、中国の北京の日本大使館に環境庁からいわゆる環境アタッシェという形で職員を、これは外務省の職員になってございませうけれども派遣をしております。現在、中国政府との間で密

接な協力を行っているところでございます。失礼いたしました。ことしの四月から派遣をしております。

しかしながら、他の二カ国、韓国及びロシアにつきましては、まだそこまで至ってはおりませんが、これは兼務という形で環境問題につきましてもフォローをしていただきたしまして、それらの両国との間の連絡に努めているところでございます。具体的に、韓国及びロシアの間では、それぞれ我が国との間で環境保護のための協力協定を結んでおまして、毎年でございませうけれども、定期的に会議を開き、環境協力の推進に努めているわけでございます。それらの両国の大使館の担当職員もそうしたことなどの連絡のために非常によく働いていただいているというふうに考えております。

○岩國委員 次に、新長官の環境問題に対する取り組みについて伺いたいと思います。

真鍋長官は、今まで、長官就任までに、環境問題に対して、一参議院議員として、一政治家として、地元であるいはその他の論文等で、個性的、独創的な何か提案をされたことがあるとすれば、その一つか二つを御紹介いただけたらませんか。

○真鍋国務大臣 私には文学的な才能というものが欠けておまして、なかなか論文を発表するところまではいっておりませうけれども、御案内のように、香川県にも豊島の廃棄物処理問題について大きな行政政治課題がございまして、その現場にも、我が選挙区でございまして、たびたび参りまして、実情を調査しながらそれらの対応を提言したところであります。

いろいろな環境行政に携わる問題、地方で育っただけに、都会に出てきて比較しながら、ああもしたい、こうもしたいというような考えは日常持っております。ところでありますけれども、なかなか環境行政一本に取り組んだ経験がございませうので、その提言もできていないところでもあります。今後、先生方の御指示等をいただきながら、私もこの環境問題について真摯な取り組みを政治家

としてもまいりたいと思っております。

○岩國委員 例えば、真鍋長官の環境税に対するお考えはどういう御意見でしょうか。環境問題を解決するために環境税が必要だという意見もあり、必要でないといういろいろな意見もございすけれども、長官はどういうお立場をとっておりますか。

○真鍋國務大臣 政治家が税について考えるのは至極当然でございます。しかしながら、細川内閣のときのような、一つの福祉税の目的税制を掲げまして、その問題に対する国民のアレルギーというものはあるわけでありまして、私も税問題につきましても、やはり慎重な取り組み方が必要だと思っております。

○岩國委員 全くよくわからない御答弁で、その点は非常に残念に思います。

次に、質問の論点を交えたいと思います。

最近、各省庁からそれぞれの国会議員のもとにいろいろな予算要求に関する資料等が送られてまゐります。建設省からもやってくる、よその省からもやってくる。最近の建設省のものをみますと、環境という言葉を書いた項目が非常に多いのです。ですから、これは環境庁と一緒に作文されたか、事前協議なされてから建設省はこういうことを要求しておるかどうかわかりませんけれども、この中で、例えば水循環についての健全化推進大綱、仮の名前ですけれども、こういうものができるとあります。この水の環境問題について、これは環境庁の方から働きかけてこういうことができているのか、建設省が環境庁と関係なしにやっておるのか。あるいは、水循環再生会議、これも新しいものを設置しよう、水循環のマスタープラン、これに書いてあることはみんな環境問題なのですね。こういったようなことについて建設省と事前ほどの程度の打ち合わせがされているのか。内容については、環境庁のそれぞれの関係の担当の方は十分これを熟知した上でこのよ

うな予算要求が一つの内閣として推進されるのかどうか。環境との共生を目指した健全な循環型国土システムの確立、環境との共生を目指しつつ、水循環の健全化を推進する、これは環境という言葉のはらんだです。

こういうことについて、環境庁としてはそういう助言をされたのか、あるいは意見を求められたのか。全く無関係に、厚生省は厚生省で、農林省は農林省で、環境、環境という言葉を使っている予算を要求しておるのかどうか。この点について、まず最初に御答弁をいただきます。

○遠藤(保)政府委員 お答えを申し上げます。

先生の御指摘でございます。例えば水循環の健全化ということにつきまして、建設省が環境という視点にも配慮しながらいろいろな政策に取り組み始めていますという御指摘でございますが、これにつきまして、環境庁あるいは環境保全という立場からいろいろ調整をしているのかという御質問でございます。

この件につきましては、私も、いろいろ水環境の保全ということの重要性を関係各省に從來から言ってきたところであります。具体的に言いますと、水の利用という観点、あるいは治水を図らなさいかぬ、いわゆる洪水を防止しなさいかぬという形で、水の環境のアプローチもございす。それに、私どもの環境保全、水環境の保全という観点のアプローチもございす。したがって、そういうものを総合化した対応が非常に重要であるということ、関係各省と、いろいろな意見を交換し、調整をしていかなければいかぬという観点で対応してきております。

具体的には、環境庁等が中心となりまして、建設省も含めまして、先般、健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議というものを設置したところでございす。こういう場を通じて、例えば河川をめぐります環境の保全、治水あるいは利水の問題に総合的に対応していくような対応を今後いろいろとまいりたい、こう考えておるところでございます。

○岩國委員 建設省、農林省、いろいろな省庁が環境ということについて非常に関心を持っていて、そして、国土の環境保全に取り組まれている、それはいいことだと私は思っております。ただ、環境が、環境に名前をかりた予算の確保であつたり予算の獲得に走り過ぎると、結果として起きていることは、本義を忘れてそのような事業を計画し、実行し、環境庁が後から追いかけてみたら全然その目的と外れておつたということにならないように、十分いい事業であれば私はやるべきだと思ひます。環境庁の力ではやれないことが建設省の予算で、力ではやれないという点は大いにそれは推進すべきだと思ひますから、十分連絡をとって、むだな事業にならないように、そして、本来の環境保全、環境の整備ということにつながるような体制をとっていただきたいということでありす。

今でなくて結構ですから、昨年の建設省の予算要求のいろいろな資料、六冊も七冊もありましたけれども、去年とことしと比較して、この環境という言葉があらわれた箇所が去年は五十三カ所、ことしは二百カ所とか、どなたか教えていただければいいですか。京都のCOP3の国際会議の一番早い効果がこの夏の予算獲得にドラマチックにあらわれておるんじゃないかというふうに思ひますので、まあ私がページずつ数えてみていいんですけれども、環境庁としても、自分のところの名前が予算獲得にどの省で一番愛用されているか、愛用回数というものを、昨年とことしと比較して教えていただきたいと思ひます。

それから最後に、もう時間も尽きましたから、今すぐお答えいただけるかどうかはわかりませんが、今から約五十年前には年間十六億トン、一九五〇年、それが最近の数字で見ますと七十一億トンに激増しております。これは排出であつて、ある統計によりますと、そのうち約半分の三十八億トンが海とそれから森で吸収されている、残りの三十三億トンが大気に残留する、つまり、半分より

ちょっとは海と森のおかげで吸収されているということ。この三十八億トンのうち、どれだけ海が海でどれだけが森で吸収されているのか、海の貢献度、森林の貢献度はどれくらいと見ればいいのか、今すぐお答えいただけるようでしたら概数で結構です、今ないようでしたら、後ほどその資料提供をしていただきたい、そのように思ひます。

○浜中説明員 ただいま御指摘になりました森林と海洋の吸収ということでございますけれども、両方ともいろいろ科学的な調査研究が進んでおりますが、科学者の間でも正確な数値についての議論がさまざまございまして、正確な見解もありません。現在の科学者の間で見解もあらわれます量につきましては資料をお届けさせていただきます。

○岩國委員 質問を終わります。

○北橋委員長 小林守君。

○小林(守)委員 民主党の小林守です。

このたびの地球温暖化対策推進法につきましては、昨年のCOP3の成果を受けて、法的拘束力を持つ京都議定書の採択を受けたものとして、国内的な取り組みの枠組みをつくり上げていくためのものというふうな性格を持ったものと受けとめております。この法律の実現というのは、京都会議の議長国であった日本の責任であり、また、次のブエノスアイレスに向けて、COP4に向けてのリーダーシップを発揮する一つの大きなグッツではないか、このように考えているところであります。

目的、性格をしっかりと明らかにしながら、この法律の持っている幾つかの条文の中で具体的な運用にかかわっている部分について、その条文の意味するところをしっかりと確認しておきたい、こういう観点で幾つか質問をさせていただきます。ちょっと細かい部分にわたるものですから朗読みたいな進め方にならうかと思ひますけれども、お許しをいただきたい、このように思ひま

す。
それでは早速、基本方針の策定及び実行計画、
第七条関係でございますが、始めさせていただきます。

政府は、この法案におきまして、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることになっておりますが、その際各主体、つまり国や地方公共団体、事業者、国民、この各主体の取り組みとともに、国民各層が自主的かつ積極的に参加することが極めて重要であるというふうに思っています。

そこで、七条の条文の中にあります基本方針策定手続の規定の中に、市民参加はどのように保障されることになるのか、まずお聞きしたいと思います。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

基本方針についてのお尋ねでございますが、これは、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくために、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体が講ずべき措置の基本となる方向などを定めるものでございます。したがって、その策定手続におきましても、私どもとしては、審議会の御意見をいただきながら案の作成を行うことが必要だと考えておりました。国民の各主体の御意見は、その審議を経る中で適切に反映してまいりたい、このように考えております。

具体的には、中央環境審議会におきまして審議において適切な時期に案を公表いたしまして、国民の意見の募集、そして公聴会の開催などを行って透明性の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

○小林(守)委員 次に、基本方針及び政府の実行計画については、今後しっかりとフォローアップをしていかなければならないと思います。国民の、市民の参加をしっかりと受けとめるためにも、情報開示、公表の仕組みが極めて重要だというふうに思います。
そういう点で、このフォローアップのための情

報開示や公表の仕組みについてはどう考えておるか伺います。

○浜中説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、基本方針や政府の実行計画につきましましては、フォローアップが極めて大事でございます。そのために情報開示、公表の仕組みは非常に重要だと考えております。

この取り組みの実施状況やフォローアップに関する国民への情報の提供につきましては、毎年発行しております環境白書など適切な手法によりまして広く国民に公表してまいりたい。そういうことによりまして、国民に透明性の高い形で政府の取り組みが進められていくものと考えております。

○小林(守)委員 基本方針や実行計画については、基本的に国民、市民の自主的、積極的な参画のもとにまず進められなければならないし、当然のことながら、国や地方公共団体、事業者それぞれの社会的責務の中で取り組んでいくということも、これまた当然のことというふうに考えるところでもあります。

そういう観点に立つて、第八条にかかわる問題でございますが、国や地方公共団体、いわゆる公的セクター部門について条文を見てまいりますと、国と都道府県は実行計画の策定や公表についていわゆる義務規定になっております。しかし、地方公共団体の中での市町村については、いわゆる努力義務というふうなことになるわけであり、努力義務といふようなことも国民の各主体が責任を持って取り組んでいかなければならない問題だ。

これは人類の生存にかかわる人類共通の課題だという観点に立つならば、また、日本がCOP3の議長国として大きな役割を、責任を持つている、こういう観点に立つならば、少なくとも公的セクター部門、都道府県や市町村は、これは基本的に努力義務ではなくて、やらなければならぬんだという基本的なところを共通に押さえておく必要があるのではないか、このように考えている

わけであります。

そこで、第八条の中で、市町村については努力義務になっておりますけれども、これをもっと基本的な姿勢に立たせたものとして、すべての公共団体、公共セクターはこれをやらなければならないもので、そういう意味を込めて、余り強制的なものではなくて、当たり前の一般的な規定として、義務なんですよ、責務なんですよということをお伺いしたいと思っております。

ほしいということは非常に難しい問題もあるのは事実だと思っております。ただ、問題の内容が、課題というかこの法律の持っている大きな意義とか目的とかから考えるならば、これは少なくとも公的セクターは、一律とは言わずとも基本的にはやるんだという立場に立たされた法律体系が求められているのではないかな、このように強く思っているところでもあります。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。
市町村も実行計画の策定を義務づけるべきではないかという御指摘でございますが、確かに、公的の主体として、国及び地方公共団体は率先して実行計画を作成することが事業者や国民の取り組みを促す上でも望ましいというふうに私どもも考えております。

しかしながら、小規模な町村まで含めてすべての市町村に実行計画の策定や実績の公表を一律に義務づけることは負担が大きいのではないかと考えまして、政府案におきましては努力義務ということと整理をさせていただいたところでございます。

○小林(守)委員 実行計画の策定とか実績の公表については、今の答弁では、一律に義務づけることは負担が大きいのではないかと。

そういうことで、趣旨は、公的セクターはすべてやっていくべきではないか。特に、事業者や国民、それぞれの皆さんにお願いしなければならぬという点で、少なくとも公的セクターは率先実行というものが求められている、これは共通理解に立っていると思うのですけれども、一律に義務づけるという問題については、これは一つの行政内部の課題という問題とあるというふうに思うのです。

確かに、私自身も自治体出身の経験もございまして、それぞれの全国の地域の実情、行政規模などの問題がありまして、一律にひとしくやって

ば、担保という言葉も官僚的な言葉でよくないようでありまして、そういうことが準備されておるならば、基本的な考え方として、すべての公共セクターはやるんですよという、義務づけと云うていいか、そういう法律解釈の条文でいいのではないか、このように再度お聞きをいたしたいと思っております。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。
御指摘のとおり、市町村は非常に規模の大きなものから小さなものまでございまして、その行政能力もさまざまでございます。

そうした非常に幅の広い格差があるということにかんがみまして、各自治体の実情に応じた取り組みを進められるように、基本方針でそういった旨を明確にするということとともに、ただいま御指摘のとおり、計画策定に当たって参考になるよ

うな手引と申しますかマニュアル、こういったようなものも作成をいたしまして、そうした情報を提供するという技術的な支援と申しますか、技術的な助言をするといったようなことによりまして、規模の小さな町村においても過重な負担とならないように、できる限り工夫をしていくことは必要であらうと考えておりますし、ぜひ私どももそういった方向で努力をしてまいりたい、このように考えております。

政府といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、小規模な町村の行政能力も考慮をいたしまして、御提案申し上げた法案におきましては努力義務とさせていただきます。○小林(守)委員 それでは、次に移りたいと思います。

地方公共団体等も含む公的セクターについては、積極的に義務としてこれはやるんです、しかしそのやり方は身の丈に合ったやり方ではないのか、それに対して国や都道府県は支援をしますよというふうな法律の仕組みを準備してはどうかという話をさせていただきまして、さらには大きな課題として、やはり温室効果ガスの排出に極めて大きなウェイトを占めている産業界というか事業者主体の問題もあるわけでありまして、

第九条にかかわりまして、これまた事業者の多くは努力義務ということになっておるわけでありまして、確かに、民間セクターでございまして、公的セクターとは違った側面を持っているわけでありまして、そういう点では実行計画の策定、そして報告、そして公表については法で一律に義務化するということについては、これはちょっと問題だらうというふうに思いますが、あくまで自主的な取り組みの中ですべての事業者がやっていただければ、そんな形を国全体としてつくっていくのが望ましいのだから、このように考えるところであります。しかし、それに大きなインセンティブを与える意味でも、少なくとも公的セクターはやるん

ですよということが、さかのぼりますけれども大きな意味を持っているのではないかと、私はこのように強く感じます。

そこで、事業者の多くが自主的に主体的に実行計画を策定するよう一つのインセンティブを与える政策、誘導政策というのですか、そういうものについてはどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○浜中説明員 事業者の計画策定が進むような誘導方策についてのお尋ねでございます。

御案内のとおり、本法案におきましては、事業者による計画の策定を努力義務と位置づけはしておりますけれども、そのような形で法律に定めることによりまして、事業者の計画的な取り組みを国民に開かれた形で行うことを広く促していくわけでございますので、意欲のある事業者は積極的にその取り組みを公表し、国民に見えぬ形で、いい意味での企業間競争が生じ、創意工夫を凝らした計画策定が誘導されていくものと考えております。

しかし、政府といたしましては、さらにそうした事業者の取り組みを促進していくために、事業者が自主的に定めます計画に関する情報をご提供、分析をいたしまして、それをまた事業者などに提供をしていくということを通じてその取り組みを支援してまいりたい、このように考えております。

○小林(守)委員 温暖化防止のための温室効果ガス削減の取り組みをそれぞれの主体が主体的、積極的に取り組むということになると、大きな基盤というのでしょいか、そういう観点に立つならば、各主体を構成する国民一人一人、この動向にかかっていると考えると思いますが、そういう点で、国民一人一人の意識の改革といつていいか問題意識というか、これを高めていかなければならぬ、このように考えます。

排出に常にかかわっておるわけでありまして、要はそういう生活の中で温暖化対策、そして温室効果ガスの排出について常に意識を持っていくということが極めて大切だろうというふうに思いますが、それがとりもたず大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造の改革に対して、我々のライフスタイルを改めていくというところにつなげていく基本的な意識啓発なんだろうというふうに思います。

そういう点で、改めてこのパンフレットを読んでくださいとか、この本を読んでくださいとか、この会議に出てくださいとか、そういうことはなくて、やはり日々の生活の中でそういうことが常に意識されるような仕組み、手だてを講じていく必要があるであらう、このように考えます。

そこで、国民一人一人がさまざまな消費財を通して生活の中で温暖化対策を意識することがどのように考えられているのか、この条文の中のどのような部分でこの問題について受けとめようとしているのか、お聞きをしておきます。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

御提案申し上げております法案の中では、例えば第十二条に全国地球温暖化防止活動推進センターの規定がございますが、その中で、このセンターの行う事業の一環として、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うことといった規定があるわけでございます。

こうした規定に基づきまして、私どももいたしましては、製品ごとの二酸化炭素などの温室効果ガス排出量に関する情報を、比較可能で国民が利用しやすい形で提供することを行ってまいりたい、このように考えております。

このほか、地球温暖化防止活動推進センターにおきましては、温暖化防止のための普及啓発や相談などの事業も行うこととしておりまして、このような活動と相まって、消費者の地球温暖化防止

に関する意識が高まり、消費者によるより温室効果ガスの排出量の少ない製品の選択が促進されていくもの、このように考えております。

○小林(守)委員 それでは次に、今お話しにありました地球温暖化防止活動推進センターについて、その運営が開かれたもの、透明なもの、そして本当に国民のニーズに的確にこたえられるようなものでなければならぬと思っておりますし、また主体的、積極的に取り組んでいる市民活動団体の皆さん方、特にCOP3におきまして大きな働きをいただいた団体が多々あるわけでありまして、けれども、そういう市民活動団体の皆さん方、条文中では民間団体等というふうな表記になっておりますけれども、こういう団体の皆さん方にやはり主体的に運営にかかわって参画していただく、こういう仕組みが、また位置づけが必要ではないか、このように考えるわけでありまして、どのようにしているのでしょうか。

○浜中説明員 地球温暖化防止活動推進センターの運営についてのお尋ねでございますが、私どももいたしまして、このセンターは市民の地球温暖化防止活動を支援し促進することをその目的としておりますので、このセンターの活動をより効果的なものにしていくためには、市民やNGOの意見あるいは提案といったものを適切にその運営に反映いたしまして、市民の実際の対策を踏まえた活動内容にしていくことが非常に大事であるというふうに考えております。

こうしたことから、このセンターの運営そのものにつきましても、御指摘のように、できるだけ開かれたものにしていくべく、市民や市民活動団体と申しますかNGOなどの参画が得られるように工夫をしてまいりたい、このように考えております。

○小林(守)委員 センターの運営については、そのような市民参画の位置づけがなされているというふうな答弁がございました。

もう一つ、センターの事業運営のあり方として、やはり情報をどのように集めるのか、情報セ

ンターの機能を基本的に担うものだというふうに思っています。そういう点で、国、都道府県、事業者、国民というように各主体があるわけでありますが、センタリはどのように情報を収集して、それを開かれたわかりやすい形で公表する仕組みを考えているのか、これを具体的な例も含めてお聞きをしたいと思えます。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

地球温暖化防止活動推進センタリは、地球温暖化防止のための国民の活動を効果的に推進するために地球温暖化対策に関するいろいろな情報や資料を収集して発信する拠点、先生、情報センタリとおっしゃいましたけれども、まさにそのようなものとなるものでございます。

具体的に申し上げますと、例えば住民からの問い合わせや相談などを通じて、住民あるいは国民が地球温暖化対策に関してどのようなニーズを持っておられるのか、こういうことを把握いたしまして、そうした情報に基づいて、先駆的な取り組みの事例などの情報を提供してまいりたいと考えております。

また、自動車やエアコンなどの製品の利用に伴って温室効果ガスがどのくらい排出されるかという、その排出量についての情報につきましましては、製品ごとのデータを収集いたしまして、これらを国民にわかりやすい形で、比較しやすい形で提供してまいりたいと考えております。

この提供の方法でございますけれども、こうした情報をパンフレットやインターネットを通じて提供するとともに、市民相談といった活動を通じて広くあわせて提供してまいりたい、このように考えております。

○小林守委員 ありがとうございます。

もう一つ、この法律の中でよくわからない部分があります。常識的に考えていった場合に、何でもこういう表現の仕方になるのかよくわからないところがございます。その辺についてお聞きしたいのです。

いわゆる第三条第二項の中に調和条項という部分

分がございまして。これは国の責務を規定した条文中でございすけれども、この中で、温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策については、排出抑制が行われるよう配慮する。各省庁のそれぞれの施策という事業があるわけですね。この温室効果ガス排出の抑制等に関する施策については、配慮するという言葉が使われております。

一般的に我々は配慮とは使わないですね。普通は配慮するという言葉が一般的なのではないかと。いうように思うのですが、なぜここが配慮になったのか。私も国語辞典なども調べてみましたが、配慮という言葉は心を配ることというふうになっていて、当たり前のことなのですが、配慮とは何かという、心をいろいろと配ることとかあれこれ配ること。そういうことで、若干きめの細かさが配慮の方にはあるのかな、このくらいにしか区分ができません。

ところが、我々は、この議論の中で、配慮などという言葉は非常にわかりにくいから取っ払ってはどうか、配慮するという言葉よりは、温室効果ガス排出の抑制に努めるものとするとか、そういうことについて排出抑制するものとするとか、配慮とか配慮とかそういうことではなく、もうとにかくすっきりといたってはどうか、このようなことを前回の委員会の中でも提案させていただいたので、随分それぞれの省庁間の施策の問題があつて、相当シビアな、我々からすると決してシビアな議論だとは思えないのだけれども、何をやっていけるのだというふうにしかならないのですが、相対時間をかけて配慮にすべきか配慮にすべきかというところでやめたという話を聞いております。これが三日三晩かかったなどという話もあるようでありまして、何を考えているのだと言わざるを得ない受けとめ方を一般の国民はするのではないかと思うのですけれども、なぜここが配慮になったのか、そしてなぜ配慮ではだめなのか、この辺を、我々とする大した問題じゃなからうというふうに思うのですが、大事な問題だそうでありまして、お聞きしておきたいと思えます。

特に、私が問題点として考えますのは、環境基本法の十九条ではこのようになっております。「国は、環境に影響を及ぼす認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に一定配慮しなければならない。」環境基本法ではきちっと配慮と使っております。国の施策、いろいろな省庁の施策の中で、環境に影響を及ぼす施策の実施については配慮をしないというものが環境基本法には使われていない。

そしてもう一つ、中央環境審議会の環境基本計画の第三回の点検結果報告がつい最近出されましたけれども、その中にも、すべての国の諸施策については矛盾するものもあるというのです。排出抑制という観点からすれば矛盾してしまうような施策もある。そういうものについても、この環境基本計画の第三回点検については、それぞれの国の省庁の諸施策の問題についても調整しなければならぬ、配慮しなければならぬというふうになっている。ここでも配慮と使っているのです。

ですから、環境行政にかかわる主たるところの文庫の中には配慮しか出てこないのですよ。ところが、ここには突然配慮というのが出てきた。極めて奇異な感じもしますし、わかりづらいという実感なのでございまして、わけがあるようでありまして、とりあえず聞かせてください。

○浜中説明員 配慮と配慮の違いということでお尋ねでございますが、この法案三条二項でございすけれども、これに対して、御指摘のございした環境基本法第十九条におきましては、環境に影響を及ぼす認められる施策という範囲に対象を限った上で、これらの環境に影響を及ぼす認められる施策については、環境の保全に一定配慮しなければならない、こういうふうな定めておるところでございす。

一方、この法案におきましては、温暖化対策推進のために非常に広い範囲の施策を対象とすることが必要である、できるだけ広くとらえたいというところを考えた上で、排出の抑制等に関するあ

る施策をすべて対象にしたいということでございます。そういう広がりについて、この三条二項におきましては、国の責務として、関係のある施策への配慮という規定を置いたものでございす。

このように、関係のある施策の範囲が非常に広いということを考慮して、言葉の整理として配慮ではなく配慮ということにさせていただいたところでございす。

○小林(守)委員 時間が来ましたがこれで終わりますが、少なくとも条文上の言葉については、省庁間のいろいろな調整の言葉として出てきた、もう非常に裏のある話なのだと思うのですよ、三日三晩かかった言葉が配慮だとするならば。

まず最初に、この言葉で国民が理解しやすいかどうか、すぐにわかるかどうかということを最優先にさせていただいて、そして、省庁間のいろいろな問題の調整の意味を含めた言葉はその次でいいのではないかと。真っ先に、やはり国民に一番わかりやすい言葉は何だという視点に立つて条文の作成というのは、調整というのはなされるべきではないのか、このように受けとめまして問題を投げかけさせていただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

○北橋委員長 田端正広君。

○田端委員 平和・改革の田端でございます。

大臣には、内政、外交、大変多岐多岐な折に環境庁長官という重責に御就任なされて、非常に御苦労も多いかと思ひますが、ぜひ頑張ってください。そういう中で、御所見といたしまして、御決意をまずお伺いしたいと思ひわけでありす。

今国民は、経済、金融問題に対して、緊急課題としてのそういったところ注目度は高まっておりますけれども、しかし、それだけではなくて、例えばこの夏の世界的な異常気象、我が国においても大変な被害がもたらされたわけでありまして、こういったことも一つはやはり地球温暖化の影響

もあるだろう、こういうことも言われているわけでありまして、そういう意味では、環境行政というものが今大変大事な立場に置かれているだろう、人類史的な大事なテーマになっている、こう思うわけでありまして。

そういう意味で、まず大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○眞鍋国務大臣 田端先生御指摘のように、環境行政というものはまさに多岐にわたっており、思うわけでありまして、私も、長官に就任しましていろいろ事務当局から説明を受けたわけでありまして、余りにも身近な問題から始まって地球規模に達する問題等々がありまして、これはやらなければならぬ省庁であるけれども、大変な問題を持ち合わせておるというのが実感でございます。それで、長官として、やはり全部の問題に気を配りながらも、今やらなければならぬ問題という点に焦点を絞ってやっていこう、こう思っております。

いろいろな問題が指摘されておりますけれども、私は、やはり昨年の地球温暖化会議京都議定書にうたわれておる問題について、これは早急に取り組んでいかなければならないと思っております。また、ことし行われますプエノスアイレスでのCOP4に対する日本の心づもりというものもしっかりと出していかなければならないと思っております。

いろいろな問題に携わるわけでありましてけれども、今こそ環境行政の中に吹く風を受けてしっかりと対応してまいりたいと思っておりますのが私の心境でございます。

○田端委員 ぜひひとつ、そういう決意を具体的にこれからお示しいただきたいと思います。

この地球温暖化防止の問題は、先国会から引き続いて今日まで議論をし、そして今回ここに来てようやく各党が合意した一つの修正案がまとまりました。これは私は、一つは、京都議定書という意義づけをこの法律の中に、京都議定書との関係性を明確にしたという意味で位置づけができた、

そういう意味では大変よかった、こう思っております。そしてまた、地方自治体、中でも市町村の計画策定に対する義務づけというものが明確になされたということは、これは実行が非常に大きく促されるということではよかった、こういうふうに評価しているところであります。

そういう意味で、環境庁がこれから温暖化防止に対して取り組む、役所としてのあるいは政府としての役割というものは非常に大きいものがあり、国民に対しても大きくこれはアピールしていかなければならないこれからのテーマである、こう思います。

さてそこで、例えば大臣が何か具体的にそういうことに取り組んでいるとか、あるいは環境庁として、小淵新内閣における新しい大臣としての宣言をするなり行動を示すなり、何かこういってことを打ち出すことがこの法律の論議と相まって国民にアピールしていくのだから、こう思うわけでありまして。

けさここに入るときに、岡田局長がプリウスに乗ってこられて玄関で一緒になったわけ、そういう意味では、低公害車に対して環境庁もそういうふうを活用しているというところはわかりますけれども、しかし、各省庁の公用車を合わせても、そういう低公害車を採用しているのはまだほんの一けたにも至らないぐらゐの微々たる数字だと思えます。

そういう意味で、政府あるいは環境庁として国民にそういうものを何かアピールする行動を示してもらいたい、あるいは大臣が、自分のエコライフとしてこういうことを私はやっているんだということを、意識を喚起する意味で促していただきたい、こういうふうに取り組むわけですが、大臣、いかがでしょう。

○眞鍋国務大臣 私も就任しましてから最初の問題が川崎公害等に見られますように、環境汚染が激しい指摘を受けて、それに対する裁判結果が、最終段階ではございませぬけれども一応出たわけでありまして、やはり地球に優しく、環境に優しく

ということが問われているわけでありまして、まさに私は、昨年の京都議定書の中にあります例えば二酸化炭素の減少、削減というものの焦点を当てるならば、これらに対する対策を講じていかなければならないということで、環境庁に参りまして早速この問題に取り組まさせていただきますというところであります。

昨日も低公害車の展示会がございましたので、そこを視察させていただきました。その低公害車に試乗させていただいたわけでありまして、まさに快適な環境が目の前に約束されておるような感じもいたしましたわけでありまして、先生御指摘のように、今各省庁におきましてそれでは低公害車をどの程度導入しておるだろうかというところで調べてみました。まさに厳しい限りであるわけでありまして、まだ一％にも達しないような状況になっておるわけでありまして。

環境庁としましては、長官車をぜひ低公害車に切りかえてほしいということをお願いをいたしましたところでありまして、やはり予算、買いかえの問題もありまして一気にはまいらないということでありまして、例えは十年間を想定しまして、その間にどの程度低公害車を導入して二酸化炭素を減らしていくことができるかということ、これら問題に真剣に取り組んでいかなければならないと思っております。

そこで、私といたしましては、運輸省なり通産省、そしてまた党、政府税調等に働きかけまして、できれば低公害車に対する免税措置を講じてもらいたい。昨年減免をしましたところが、大変売れ行きがいいようでございまして、好評を博しておるというところでありまして、日本の経済が沈滞化しておるわけでありまして、経済活性化のためにもそのようなことが必要かなと思っております。わけでありまして、先生方の御協力をちょうだいしながら、ぜひ来年度にはその面を目的に向かつて一歩前進したい、こう思っておりますところであります。どうぞよろしくお願いいたします次第であります。

○田端委員 その減免税の実現を我々も積極的に応援したいと思っておりますけれども、大臣が各省庁に呼びかけて、そしてまたそういうことが国民にもわかるように、また国民が、それなら我々も参加していこうという気持ちが起こるような方向にリードしていただきたい、こう思うわけでありまして。

この地球温暖化防止に対してのキーポイントというのは、これは私は、産業界、事業者がどういう活動をするかということがやはり最大のポイントだ、こう思っています。そういう意味で、事業者の活動といえますか、あるいは産業界の協力、こういったものを抜きにして温暖化の防止ということは考えられません。

ところが、第九条を見ますと、計画を作成し、これを公表するように努めなければならないというところが、努めなければという努力規定に終わって、本来ならば、そういう意味で、これは義務づけられるべきところが一つの大きなポイントであり、こういう表現になったと思えます。したがって、一気にならぬ事業者に対する義務づけというものが無理であるとしても、そういう方向としようものを示していく、あるいはそういうことを促していく、そういうふうに取り組んでいくべきではないか、こう思います。

先ほどの答弁を伺っていても、確かにそういうことは一方言われているわけでありまして、私はまだまだ遠慮がちな答弁だったというふうに感じるところでありまして、もっと積極的にこういうことを促すべきだと思いますが、どういうふうにお考えなのか。特に、このままですとどういふことが期待できるのかというところは私は少し疑問に感じるところでありまして、その辺のところ、長官のお考えなりあるいは環境庁がどういう方向を目指しているのか、国民にもわかるようにお示し願いたい、こう思います。

○岡田政府委員 事業者に対する私どもの今後の

既に事業者に対しましては、お触れになりました。た条項のほかに、みずからの事業活動に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための取り組み、それと同時に、例えば燃費のよい自動車の製造販売をすることによって消費者自身の排出する二酸化炭素の量を減らすような努力をしてもらうとか、さらには廃棄物の減量ということに努めてもらうことによりまして、例えば廃棄物の処分場での二酸化炭素ガスの減少等々自分みずからが抑制すること、あるいは、結果的に他の人の二酸化炭素ガスの排出の抑制になること等々幅広く両面から取り組んでもらうように、まずその責務として第五条に定めているところでございます。

その上で、第九条で、先ほど先生が御指摘のような努力義務が課せられておるといふ状況でございしますが、私ども、この具体的な中身につきましての方向性につきましては、今後基本方針の中で決めていくことにしておりますので、今後さらに検討を続けていくこととなりますが、現時点での考え方をお申し上げますれば、まず、基本方針におきましては、事業者の計画に関する基本的な事項につきましては、具体的な計画の内容とか範囲、あるいは公表の範囲、方法については余り細かく規定しないで、むしろ事業者の判断にゆだねることによりまして、柔軟な取り組み、創意工夫を奨励する方向で考えていきたいと一方では思っております。

と同時に、各事業者が計画に盛り込むべき措置、
自体に関する基本的事項、どういふものを盛り込
むべきかということにつきましては、事業者の理
解が得られて取り組みが活発化されるように、例
示を用いるなどしてできるだけ具体的にわかりや
すいものを基本方針の中に盛り込んでいきたいと
思っております。

いずれにしても、先生先ほどの御指摘にございましたように、この努力義務の規定が設けられますことによって、現に取り組んでいる企業が

そのために、私ども、既にアクションプラン大賞などで、こういう取り組みを公表するようなことをしている企業に対する環境庁の長官賞を出すような形で既に取り組んでおりますので、さらに積極的に広げていこうと考えております。

○田端委員 もう一つ大きな問題は、特に環境問題
は、NGOの方々の協力といえますが活動、あ
るいは市民、消費者がどういう認識で取り組ん
でいくか、そういうこととのかかわりが非常に大事
だと思えます。だから、そういう意味で、NGO
の方々の努力に対して環境庁はどういうふうに今
評価されているのかな、こういう思いもいたしま
す。

特にこの法律の中でいけば、第十一條の都道府県センター、この位置づけというものは、そういったことも配慮して各都道府県にセンターを設ける、こういうことにされているのだから思いますが、この中で、第三号、第四号で、情報を分析する、こういうこととか、あるいは分析の結果を定期的にまたは時宜に応じて提供するというふうなことも示されています。

そういう意味で、市民参加ということと情報開示ということ、こういうものを意図したところが、この法律の今の十一・二項の三号、四号、こういうところにあらわれているのかな、こういう思いをしておりますが、それでいいのかどうか。

そして、もう一つは、十二条の全国センターと都道府県センターとの関係というものはどういうふうに考えていけばいいのか。

例えば、十二条の全国センターの中では、温室効果ガスの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うというふうなことで、製品がいいとか悪いとか、そういう

そういう意味で、こういう国民挙げて力を合わせて取り組まなきゃならない大きなテーマであるだけに、消費者、市民、そしてNGOの方々、そ

ういった方々と一緒になって推進すべき大きなテーマだと思いますが、今申し上げたようなことを積極的に、また市民が参加できるような形で環境庁はお考えになっているのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○岡田政府委員 田端先生が御指摘になられたような、私どもはまさにそういう姿勢で取り組もうと考えております。若干敷衍させていただきます。

まず、私どもがイメージしております都道府県センターでございますが、日常生活における地球温暖化対策を効果的に推進していくためには、住民やNGOに対する普及啓発というのがもちろん一方にあると同時に、それらの各主体の活動の支援を継続的に行う一つの拠点としてまず位置づけよう、こういうふうに考えております。

それから、先ほどお話がございました全国セン
ターとの関係でございますが、そういう意味で
は、地球温暖化対策に関する全国的な情報収集、
発信基地としての機能とともに、全国センター
は、都道府県センターに対して連絡調整や援助を
行う役割を持つ組織というふうに位置づけておる
ところであります。

そのために、先生御指摘のように、全国セン
ターでは、都道府県単位では収集することが難し
い例えば国際的な地球温暖化対策の動向等に関す
る情報収集であるとか、あるいは先ほど先生がお
述べてなられましたような自動車、エアコン等の
製品の利用等に関する二酸化炭素等の排出量等の
情報を収集して、今度は都道府県センターのほか
一般の国民の方あるいはNGOの方に幅広く提供
する、このような形でそれぞれ分担して、総合的
的に相まって力を発揮できるものと考えておりま

○田端委員　時間が参りましたので終わります
が、ぜひ大臣が先頭に立って、この大きな地球温
暖化防止ということでお取り組みいただきたい。
こういうふうに要請したいと思います。

ありがとうございました。

○北橋委員長 並木正芳君。

○並木委員 平和・改革、改革クラブの並木正芳でございます。

真鍮大臣には、御就任おめでとうございます。
さて、質問させていただきます。

人間がつくり出したさまざまな化学物質、これは私たちに多くの恵みを与えてくれました。また、反面、種々の毒性による健康被害やあるいは生態系の破壊、こうした地球規模での環境破壊をもたらし、御案内のとおり、公害病やダイオキシン、環境ホルモンの問題、あるいは酸性雨やオゾン層の破壊、そして地球温暖化、これが今議題となっているわけですが、こうした人類存亡の危機とも言える問題を引き起こしているわけであります。

しかも、皮肉なことに、科学が進歩していくこれが本来の人間の幸せにつながるっていくものでなければならぬわけですが、進歩とともにまた新たな環境問題が提起されるというか、発見される、わかつてくる。そういうようなことで、この分野におけるいわば人類の闘いというのは果てしなくとも過言ではないと思います。

二十一世紀を今間近にしておりますけれども、健康で快適な暮らしを保障していく、つまり二十一世紀の人権とも言える環境権の確立のため、また、日本の将来に向けた、産業立国というこれまでの歩みから、環境立国、こういうものを打ち立立てていくために、大臣初め御担当各位の環境行政において果たす役割の大きさに大いに期待させていただいているわけでございます。

ただいまも田端委員の御質問に大臣の決意のほどがあったわけでございますけれども、ぜひ今の

続けているものを、いろいろな排出権取引とかそういう手法もあるわけですけども、そういうもの

ので対処していくことになる、本質的な問題からはそれによってしまします、その辺、産業界にもぜひ強くお願いをしていっていただきたいというふうに要望しておきます。

ところで、連日、報道のトップというのは経済問題がにぎわっているわけであり、世界経済も混乱しているわけですが、日本経済というのはそれに比べても大混乱の渦中にあるということでもあります。こうした中で、予算確保とかなかなか難しい問題があるわけですが、環境行政にとっては先ほどからお話も出ています、追い風ではないかと私はむしろ思っているわけであり

それは、まず経済効率を高めていくということとを当然経済困難な中で努めなければならないわけですが、先ほど大臣のお話のように、省エネ車というんですか自動車、そういうもの、あるいは家庭電化製品、OA機器、住宅、いろいろな産業分野もあり、そういう中で、まず省エネルギー技術が開発されなければもう経済的にもやっていけない、そういう期待がされるということ

また、公共投資というか景気対策、公共交通機関の整備促進あるいは交通渋滞解消のための道路整備、こういう中で交通システムの研究開発、こういうものも考えられているわけですが、これもまたうまく利用していけば環境をよくしていくというふうに活用できるわけ

さらに、日本の産業がいろいろな意味で低迷しているわけですが、まさに、新たなリーディング産業ともいえるべき環境産業の発達、発展、こういうことで日本産業のまた活路が生まれます、こういうような情勢が考えられているわけですが、こうした情勢を踏まえ、大変予算的にも厳しいわけですが、各官庁に協力を強力的に求めていく、それが必要だと思

こういう意味で、予算措置あるいは環境政策の促進などいろいろなものをどのように呼びかけておられるのか、その辺についてお聞きしたいと思

ます。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

環境の保全を進めていくためには、まず大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動や生活様式というものを直して、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会を構築することが不可欠だとまず基本的に認識しております。そうした認識のもとに、現在の経済社会活動を環境保全を組み込んだ持続可能なものに変えていく上で、環境ビジネスの役割は大きく、今後の発展が大きい期待されていると考えています。

考えてみますれば、この地球温暖化対策につきましても、例えば省エネルギー、省資源や社会資本の整備ということが進みますれば、当然これによってこういう分野に投資が新たに起こる、こういうわけであり、また、新たな需要を直接生み出します、また、新技術開発や新たなビジネスを生み出す間接的効果も大きいと考えています。また、国民の生活様式、ライフスタイルの転換を進めていきますれば、環境保全型の製品、技術、サービスへの需要を喚起する効果はもたらん大きい、こんなことでござい、環境庁といたしましては、環境保全を進めると同時に、景気対策に必要なさまざまな対策を政府一体となって推進しておるところでございます。

若干触れさせていただきますと、前回の補正等におきましても、例えばダイオキシン等の昨今の問題を一つの景気対策の観点からも位置づけ、補正予算化させていただいて、そのときは関係官庁等連絡会議の中心になりまして取り組んでおるといふようなこともござい、先ほど来大臣からもお答え申し上げておりますように、低公害車、低燃費車に対する自動車取得税の軽減措置についてもこれから取り組んでまいります等々、私どもでもできることは一生懸命やっていきたいと思っております。

○並木委員 また、今別の問題で、国鉄もそうですけれども、林野庁、これが累積債務を大変抱えていて、これを処理すべく法案が提出されているわけ

わけです。でありながら、国内産の木材市況というのはこれからのかなり厳しいものが予期されているかと思。しかし、今のお話のように、環境問題と絡めて、CO₂吸収源としての森林の果たす役割というものは大変大きいわけであり、こうした観点からして、植林推進、これを環境行政の立場から後押ししていく、こういうことが必要になると思。これについて具体的な助成策というのを今お考えになつていらっしゃるでしょうか。

あるいは、都市緑化として平成の森構想などというものが建設省でもあるようござい、これは具体的にまだ施策として計画化されているところまでいっていないけれども、そういうものもあるというところでござい、そういうことだいたいわけですが、環境庁としてこうした緑化政策に具体的な助成策をお持ちか、その点についてお聞きいたします。

○浜中説明員 植林の推進についてでございますけれども、内閣に設けられました地球温暖化対策推進本部でことしの六月十九日に決定をされました地球温暖化対策推進大綱におきまして、植林などの二酸化炭素吸収源対策の推進がうたわれているわけでございます。ただいま御指摘の平成の森の整備ということも含めまして各省庁のさまざまな対策が盛り込まれ、これから各省庁がこれらに真剣に取り組むこととしておりますが、環境庁といたしましては、国立公園その他の自然公園などの保護、管理といった立場から植林を推進していくことを考えておりまして、大綱を踏まえて、例えば以下のような取り組みを実施していきたいと考えております。

第一には、野鳥やトンボなどの生物が生息できる空間、いわゆるビオトープづくりというものを町のいろいろなところに、駐車場、駅前広場、学校周辺、街路樹、鉄道沿線等も活用をいたしましてつくってまいりたいというふうに考えております。

それから、樹木の二酸化炭素吸収能力というのについて小中学生に認識を高めていただくための調査をしていただくということで、こども葉っぱ判定士というものを認定させていただくというような事業も進めております。

第三には、森林そのものの炭素固定能力、こういったものがどのようなかということについての調査研究を推進しているところござい、私どももいたしましては、今後とも、関係官庁と連携をして二酸化炭素の吸収源対策を推進してまいりたいと考えております。

○並木委員 COP4が間もなく十一月にブエノスアイレスで開催されるわけ、日本は、それまでの議長国として、京都議定書に提起された排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム、吸収源の扱い方などの課題についてぜひ国際的なイニシアチブをとっていくべきであると思

先ほどお話しも出ていたけれども、中国に鈴木委員、戸井田委員とも行きました、環境センタを見させていただきました。こういった協力も日本の協力が生きているなど実感してきたわけですが、そういうものがぜひこれから必要かと思。現在のところ、先ほど申し上げたさまざまな課題について国際的な取り組みに関する形というのがまだ見えないように思。この辺については、強力的に進めてほしいということ、時間があれますので、要望にとどめさせていただきます。

そして、ダイオキシン対策について何点かお聞きさせていただきます。

大臣も、新しく就任されて、先ほどもお話が出ていたが、こうした問題に積極的に取り組んでいくということであらうかと思。環境ホルモンの一種であるとも言われていますけれども、その発がん性、催奇性、こういうものは、W

H.O.等でも既に認められるということが言われているわけですが、

このダイオキシンでございすけれども、再三にわたって質問させていただきまして、川越、狭山、こういうところにまたがる通称くぬぎ山と呼ばれる雑木林の中に、わずかに五百メートルぐらいのところは十五カ所もの産業廃棄物焼却施設が密集して、周辺の土壌からは大変高濃度のダイオキシンが検出されております。また、南側に位置する所沢市、この中に、数キロ離れた公園、こうしたところでもやはり土壌から高濃度のダイオキシンが検出されて、子供たちにも汚染が広がって、住民というのは健康不安におのっているわけでありす。奇形とか流産の事例、あるいは不妊症、新生児死亡率、そしてぜんそく、アトピー、ダイオキシンの影響とも考えられるものが言われているわけですが、そういう状況に住民は生命の不安すら募らしているわけでありす。

平成九年十二月からの規制によりましてその対策に一步を踏み出したわけでありすけれども、けれども、こうした集中地域におきましては不安がなかなかおさまるものではありません。そうした意味では、いまだ不十分という感が否めないかと思ひます。いろいろな兆候との因果関係が証明されないとか、科学的知見が十分でない、こういう意見もあるわけですが、国民に、どうしますか、では、そういうものがわかってから予算措置をすべきでと言え、多少結果がわからないという部分があつても早急にダイオキシン削減を進めるべきだ、こういう国民の意見が恐らく大方であらうかというふうに思われす。

そういうことで、積極的なダイオキシン対策を望むものでありますけれども、何点かまとめて質問させていただきます。

集中的に施設が固まっているこういう地域につきましましては、一定の基準値を設けて、例えば特別汚染地区に指定して、ダイオキシン類排出緊急抑制対策、こういうものを講じる必要があると思ひますが、いかがでしょうか。そしてその場合に

は、地域内の、個別規制ももちろんですが、総量的規制をぜひやっていただかないと、今言ったような現状ですと効果が上がらないというふうに考えるわけですが、

また同時に、こうした日夜煙が出ているその周辺に煙とかそういうものもございす。この地域内におけるこうした影響、農産物、畜産物のダイオキシン調査を優先して実施していくべきじゃないかというふうに考えるわけですが、これはもちろん全国的規模でも早急に実施すべきであらうと思ひますが、まずは、煙が目の前に来て、そういう口から入るといふものの危険というのも大変考えられるわけですから、この辺についてはぜひお答えいただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○廣瀬(省)政府委員 先生の質問されました所沢市周辺の、焼却施設が集中しているところに対しての対策のあり方についての御質問でございす。先生が御指摘のとおり、ダイオキシン類については今までの考え方で進めなければいけない、つまり、長期間で低濃度で暴露を受けるといふことのために、具体的に、慢性的毒性とかそういうものとは全く違う感覚で進めなければいけないというふうに考えております。

それで、先生がおっしゃいましたように、昨年八月に大気汚染防止法施行令を改正して、廃棄物焼却炉についての規制措置を講じ、そして昨年十二月に導入されてございす。それから本年四月に、ダイオキシン対策の観点から、廃棄物焼却炉にかかわるばいじんの問題で排出基準を大幅に強化したということでございまして、このばいじんは、目で見て黒い煙が出ていたときには直ちに連絡をしていただければ基準の測定ができるというところでございすので、その兼ね合いで強化がどうできるかというところでございす。

そして、今の予測で、今までの規制で五年以内に全国のダイオキシンの排出量、約九割を削減できると見ているわけですが、これを当該地域で、個々の事業者に対してこの制度を徹底的にしてい

くという考え方を進めるわけですが、その中で今考えておりますことは、環境庁、県それから関係市町村の連携をどう強化するかということだと思ひます。そしてその強化のために、先生がおっしゃいましたように、実態調査について具体的に環境庁の会議の中にも地元、県に入らせていただきまして話を進めております。その中から具体的に、県と市町村との連携を強化する中で今の対策について徹底的に仕事を進めるといふことで、実効を上げるための対策ということに力を入れてまいりたい、そして早く結果を出したいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○石原政府委員 お答えを申し上げます。

ダイオキシンの問題につきましては、先生の御指摘のとおりでございまして、農林水産省におきましても早急に検討をすべき課題と認識しております。このため、農用地土壌それから農畜産物中のダイオキシン類につきましまして、全国的な調査の実施を検討しているところでございす。

先生の御指摘も参考にさせていただきながら、また関係省庁との連携を密にいたしまして適切に対応していきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○並木委員 今もお話ししていただきましたけれども、五年間の猶予措置というものが設けられたわけですが、けれども、このため業者の中には、この間にどんどん燃やしてしまつて廃棄、そんなに大きなお金をかけて炉を改良したりすることもできないから、とにかくやれるだけやつて廃棄しちゃおう、こういう発言をする者さいると聞かれます。結局、住民からすると、この五年間という中でさらに一層、現状でも不安があるわけですから、そんなことをやられたらどうなるんだらう、そういう不安も強いわけですが、ぜひこの辺、地域を限つてということにもなるかどうかですけれども、そこら辺が難しいところかと思ひますけれども、この五年の恒久対策基準というのを前倒しして、例えば平成十二年度ぐらいまでということができ

ないか。あるいはもっと、これはさまざまな意味で今検討もされていると思ひますけれども、規制値を厳しくして、暫定的にばいじんをこまめに中間的な規制値をつくっていく、そういうことができないかというようなこと。あるいは、小型炉というのがとにかく大変問題にもなっているわけですが、構造基準、維持管理基準、こういうものをさらに一層厳しく明確化して行政指導を強められないか。

この辺については、行政指導、総合的な立場から大臣からもお答えいただければと思ひます。時間も余りございせんので、そのような点と、ダイオキシンへのさらさら一層の取り組みの強化をお願いさせていただくわけですが、今の二点の質問にお答えいただければと思ひます。

○廣瀬(省)政府委員 一つ目の、五年以内でそれが実効あるようにするためにもっと基準を途中での強化を進めようかというところでございす。が、これについて、先生に先ほど申し上げたとおり、ばいじん規制という形で、目に見える形のとときに必ず測定ができますので、それとあわせて、具体的な業者指導とかそういうことも含めて、どうできるかという形に持っていきたいと思ひます。

そのためには、やはり先ほど申したとおり、県と市町村と国がどのようこの地域で強化できるかということが一つ実効を上げるものだといふふうに思ひますので、現行の法律を、現行決めた規制値をいかに行政側が事業者に対して守らせるかというところに力を入れてまいりたいと思ひますので、その辺を見守っていただきたい、とりあえず力を入れて仕事をやってまいりたいというふうに思ひます。

それから、未規制の小型焼却炉については、具体的に工場、家庭、廃棄物処理業者、大変ありまして、各炉からどのようになっているかがまだはつきりわかっておりません。そこで、今回緊急に調査をして、その内容について具体的に調べてまいりたい、それに基づいてその対策をどうする

私は、やはり昨年の十二月の地球温暖化防止京都会議では、議長国として成果を見たことは評価ができるというふうに思います。そこで上がった成果をどう実行に移すのかということが問われているわけでございまして、その意味からしても、

何といっても、その六％削減のために排気ガスを少なくしていかなければならないわけであり、ますけれども、その排気ガスを削除することによって目的達成が二割から三割だというようなことを聞いて驚き入っておるところであります、それがためにも、例えば自動車の排気ガスをできるだけ少なくしていくということで、その目的一歩を達したいと思っておる次第であります。

先生御指摘のように、N G O の協力なくして事の処理はできないということでありまして、私も

○北沢委員　今回の法案では、政府と都道府県が、みずからの施設から排出する温室効果から抑制の基本計画を策定するというふうにされるといふわけでありますが、住民にとって身近な公共団体が率先して省エネに努力をすること、そしてそのことが住民の意識改革を促すことになり、重要な施策と私は考えますが、都道府県の実行計画の策定に当たりまして、国としてどのような具体的支援策を考えておられますか。例えば、マスタープランのようなものを示すお考えはございます

また、ことしの環境白書でも、CO₂の排出に
応じてかける炭素税を初めとする環境税につい
て、温暖化など多数の日常的行為から生ずる環境
への負荷を低減させる点で有効性が期待されると
いうふうには実は指摘をされております。先ほど岩
國委員から大臣にもそのことについて御質問がご
さいました。しかし、白書ではそのような期待を
持つというところでございますので、大臣のこのこ
とに対する態度についても、今後大いに検討をさ
れたいというふうに思います、これは答弁を要し
ません。

また、省エネルギー技術の普及や新エネルギー開発に振り向けるなどの具体的な提案を行っていただきたいと考えるわけですが、ひとつ積極的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○眞鍋国務大臣 もう答弁は要らないということでごさいます。先生御指摘の炭素税の問題につきましても、かねてから議論をいたしておるところであります。しかしながら、現在の税制問題を勘案いたしましても、なかなか目的税であつても税制改革については苦慮をいたしておるところでありまして、これらの問題についてはこれから検討ということでも熟慮させていただきたいと思つておるところであります。

今般の景気対策ということで考えられておるのが低公害車の開発ということ、その促進、販売がうたわれておるわけでありまふけれども、おかげをもちまして、この低公害車が非常に人気を博して、今売れ行きがいいようでごさいます。やはり、この経済波及効果も相まって、これらの問題を進捗させていかなければならないと思ふわけあります。

一方、税制におきましても、これが昨年減税をしたということその効果をあらしめておるわけでありまふから、できることならば低公害車につきましても減税どころか免税をしてもいいというところで要望していこうと思つて、今環境庁が呼びかけまして、通産省とか運輸省等々に協力を願ひいたしておるところであります。

やはり政府、党税調の中にもその議論を考き込んで、皆さん一緒にこの税の面からも進捗を図つてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたす次第であります。

○北沢委員 私は、この問題というのは大変なことでありまして、産業界なり国民なりやはりそのことを常に意識をするという意味で、我々の環境は我々が負担するんだ、そういう意思というものは持つ必要があるんじゃないか、また、新しい省エネの産業分野についても積極的に減税を図つてその推進を図っていくことは非常に大事な

ことで、両面からひとつ御検討を、積極的に税調の中に反映できるようなりダーシップをとっていただくことを要請いたしたいと思ひます。

最後に、温暖化ガスの削減について、この六月に推進大綱が実は決まつたわけですが、その中には、原子力発電を五〇％以上ふやすという表現がございます。これはこれとして、何か先ほども申しますように、企業なり国民の痛みを避けた、甘いという印象が私にはあるわけですね。経済的な負担を課す制度にも全く触れておりません。もっと生活や産業にかかわる実際のデータを詳しく分析して、市民や企業と一体となつて議論を深めることが非常にこの問題の推進に大事だろう。議論というものは、議論だけではなくてそのことの認識にもかかわるわけでありまふから、社会変革をするくらい意気込みがなくてはならないと私はそのことについて考えております。

今後とも、環境庁として、よりリーダーシップを発揮をされまして大いに御活躍されることを御期待したいと思ひますが、最後に、このことに対する大臣の御決意をお伺ひいたしたいと思ひます。

○眞鍋国務大臣 議論を深めてまいることが、先生の御意見のとおりでございます。それがためには、情報をしっかりと掌握しなければならぬと思つておるわけでありまして、あらゆる情報収集に市町村と一緒に、協力を得て、果たしてまいりたいと思つておる次第であります。

御指摘のような面につきましては、重々承知しながら、積極的にやつてまいりますので、よろしくお願ひをいたす次第であります。

○北沢委員 終わります。

午後零時十六分休憩

午後二時三十一分開議

○北橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。武山百合子さん。

○武山委員 自由党の武山百合子でございます。それでは早速、引き続きこの法案の中身について質問したいと思ひます。

この法案は地球温暖化をたらず温室効果ガスの削減を目指すものでありますけれども、この温室効果ガスを削減するという哲学あるいは理念、そういう意味では私は、目的はもろもろ修正の方でいろいろ議論しまして、目的の方は入りましたけれども、この哲学について、理念についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○浜中説明員 ただいま、この法案の目的と申しますか、むしろ理念は何か、こういうことであらうかと思ひます。

もちろん直接的には地球温暖化問題に対処しようということが目的ではございませうけれども、私どもは、現在の環境政策の基本となつております環境基本法で定められた各種の理念も念頭に置いて、国、地方公共団体、事業者、国民、すべての主体の取り組みを促進いたしまして、地球温暖化問題に積極的に対処していくという考え方であらうかと思つております。

したがしまして、一九九二年のリオの地球サミット以来国際的にも共通の考え方になつております、いわゆる持続可能な発展ということにも通ずるものであるというふうに考えております。

○武山委員 単に温室効果ガスを削減すればいいというもののじゃないわけですね。各界各層の幅広い協力を求めていって、特に国民に対してはライフスタイルの転換を求めていくわけですねけれども、それを求めていく以上は、二十一世紀へ向かつて環境保全型社会へ移行するその大きな一手段として温室効果ガスの削減を位置づけるべきだと思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

先ほど地球環境部長からお答え申し上げましたように、本法は地球温暖化対策ということですが、目的そのものはそうでございますが、当然の

ことながら、我々も理念というものは考えながら案をつくらせていただきました。

もちろん環境基本法の中では、三条、四条、五条と三つにわたつて基本理念を掲げてございませう。詳しくは申しませんが、三条が環境の恵沢の享受と継承等、それから第四条が、今お話のありましたことにストレートに結びつきますが、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、第五条が国際的協調による地球環境保全の積極的推進、こういうことになつてございまして、ストレートに一番近いところからいくと、五条がもちろんストレートに近いところでごさいます。先ほど地球環境部長から申し上げましたように、もちろん四条も大いに関係がございませうし、それから、最終的には環境の恵沢の享受と継承等ということでも三条にも結びつく。

そういう意味で、先ほど地球環境部長の方から、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築の実現にも通ずるものとお答え申し上げた次第であります。

○武山委員 一般に、国民には削減をすればいいというだけのように映つてゐるわけですね。ですから、その辺、やはりきちっとした理念というものを常に念頭に置いて、それでやはり常に行動の中で示していかなければいけないと思ひます。

二つ目に入りますけれども、この温室効果ガス等の定義に関するものでちょっとお聞きしたいと思ひます。

地球温暖化対策について、動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を定義しているわけですが、けれども、海中や岩盤中へ人工的に二酸化炭素を吸収させる技術が現実的に研究開発されているというのを聞いていますので、けれども、この辺は法律に全然触れていないのですか。

この辺のこと、人工吸収の技術について今後どう進めていくのか、その辺の見解をちょっと聞きたいと思ひます。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

確かに、この法律第二条の定義におきまして地

球温暖化対策が定義されており。その中では、動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化ということで、御指摘のような人工的な吸収と申しますか、二酸化炭素の分離、固定といったようなことは対象にはしてございませぬけれども、ただいま御指摘のとおり、政府におきましては、そうした革新的な技術の開発も大いに力を入れて進めているところでございます。

そのような技術が十分に実用化したす見込みがついてきたならば、こうした対策の中でいかに位置づけていくかということにつきまして、私も検討対象として勉強をしてみたい、このように考えてございますが、現段階ではまだまだ、いわゆる科学技術といいますが、技術の研究開発が緒にたばかりの段階でございまして、で、そういう現状を踏まえまして、このような動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という形にさせていただいたところでございませぬ。

○武山委員 何かもう既に通産省の方ではこれが研究開発されていると聞いているわけなんです。ぜひ環境庁は通産省と連携を密にして、今後進めていただきたいと思います。

その辺はどうでしょうか。何かこれからというイメージですけども、現にも通産省の方が先に行っているわけですね。その辺、全然情報が行き来していないんじゃないかと思えます。

○浜中説明員 私ども、もちろん通産省とも十分連絡をし、そちらで研究開発が進められております技術についての情報は、そうした密接な連携のもとで逐次いただくことになってございますので、そういった状況を承知しておるわけでございます。

私が先ほど申し上げましたのは、二酸化炭素というのは非常に膨大な量でございます。従来の公害物質などに比しますと膨大な量が出るわけでございます。吸収するとなると、そういうことで大変膨大な量を吸収しなければならぬという

ことでございますから、技術が実験室的な段階で有効性が確認されたといいたしましても、これを実用化したしまして大量に吸収しようといいたしますと、その経済性が極めて大きな問題になるわけでございます。

そのような意味で、経済性を持った形で技術が実用化されるかどうかというところが実際の対策の問題としては極めて重要であるということを念頭に置いて申し上げた次第でございまして、もちろん通産省とは十分に連絡をとってまいりたいというふうに考えております。

○武山委員 通産省と比しますと人的にも資金的にも本当に比較にならないほど小さい環境庁なわけですけども、これから省になるわけですから、競争力という点でいっても、ぜひ独自性を持った環境省としていろいろなことに積極的に、何か答弁を聞いておると、一応土台ができてから一歩やろかなという発想なのですね。国民は、そういう発想のいわゆる答弁というのはいくら聞き飽きていくわけですね。やはりそこには何か新しい、やるんだという意気込みがないと、今までの考え方、それから機構、それからつながり、各省庁との連携、全く旧態依然としていた、ああまたかという国民の意識というのはあるわけですね。ですから、常に一つ一つ前向きに、やはりやるんだぞという気持ち、気概がないと国民の信頼というのは得られないと思うので、ですから、そういう頭の切りかえをぜひしていただきたいと思います。

それから、この法律の中で対象として挙げている六種類のガスはあくまでも京都議定書の目的を達成するためのものですが、しかし温室効果ガスはこの六種類以外にもあるわけですね。対流圏、オゾンなどいろいろ、六種類以外にもあるわけですね。

HFC、PFCの特定フロンについては政令で定めるとしてございますけれども、これは全体的にまだ網が掛かるのかどうか。それから、既存物質だけが指定されるのか。その辺、今までの物質だけが指定されるのか疑問なわけですね。まずお答え

いただきたいと思えます。全体に網が掛かるのか、既存物質だけ指定されるのか、それをはっきりしていただけたらと思えます。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

この法律の対象となるガスは既存物質だけかというお尋ねでございまして、法案第二条第三項におきまして定義されております温室効果ガスは六種類でございまして、御指摘のとおり、第四号のハイドロフルオロカーボン、いわゆるHFCと第五号のパーフルオロカーボン、PFCでございまして、これらは具体的には政令で定めるところでございます。この六種類の範囲の中に限られているということでございます。

しかしながら、考え方といたしましては、現時点で国際的にも科学的な知見に基づいて対策の対象とすべきものということで六種類のガスが挙げられているわけでございます。京都議定書でもその六種類のガスが対象になったわけでございます。それから、そのような、対策を講ずべきガスは網羅したものだというふうに考えているわけでございます。

なお、PFCやHFCにつきましてはかなりの種類のものがございまして、これらはこの政令で網羅してまいりたい、このように考えております。

○武山委員 そうしますと、全体に網が掛かるといふふうに解釈してもよろしいわけですね。

○浜中説明員 お答え申し上げます。

現在、国際的にも温暖化対策の対象として取り組むべき物質はすべて網羅されている、そのように考えられている物質は網羅されているというふうに考えております。

○武山委員 それでは、これから開発される化学物質や混合冷媒など、温室効果が認められる場合、今後こういうことが起こってくる可能性は無限にあるわけですね、どんどん開発されて、いつそういうことが起こってくるかわからないわけ

ですから。そうしますと、政令で指定して対処する必要があると思えますけれども、そういう場合はすぐ政令で対処するのでしょうか。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

もちろん、例えばフロン問題、オゾン層を破壊するフロンガスの問題などを考えますれば、今後の科学技術の進展によって思いもかけない影響を及ぼす物質がつくられるという可能性は否定することはできないわけでございますが、そのような意味で、新たな温室効果ガスとして対象とすべき物質が発見されました場合には、これはまず国際的に議定書の改正ということが行われることになるのであらうというふうに考えております。

そうなりますれば、国内的には法律を改正するというところでこれに対応する必要があるというものと、いふふうに考えております。したがって、政令で対処するということよりも、そのような事態が生じた場合には、法律改正によって対応する必要があるものというふうに考えております。

○武山委員 何かそれは非常にハードルが高いと思うのです。現にもうあるものについては政令で定めるとしているのに、今後認められたときには法律で改正する。もともとその手前の政令で定めるのではないかと思えますけれども、大きなハードルにしてまた野放し状態にしていくというように国民にはとれるのですけれども、法律で改正するというのは大変なことだと思ふので、その辺は法律であくまでも改正するといふハードルなんでしょうか。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の法案は、京都議定書で対象とされた六種類のガスを取り上げようという考え方でございまして、国際的にもその六種類のガスが当面地球温暖化対策として対象とすべき物質であるという認識があるわけでございますが、ただいま申し上げましたのは、その六種類をさらに拡大していくという国際的な合意ができる場合には、国際的なそういう条約といえますか議定書そのものが改正をされること

になるであろう。そして、そこに何種類かはわかりませんが追加されるという事態になるものというふうに想定されるわけでございますから、その場合には、それに対応してはやはり法律の改正という形で対応することになるのではないかと、このことを申し上げたわけでございます。

○武山委員 何か国際的に認知されないとやらないというお答えに聞こえましたけれども、では、日本でも今まさに開発されようとしているものがあるとしたら、それも国際的に認知されないとやらないという発想なんですか。やはりみんな研究を重ねて、みんな開発に挑んでいるわけですね。それで、化学物質や混合冷媒など、これからどんどん温室効果が認められる場合はどうしますか。それもやはり国際的に認知が出てくるまでしないというわけなんですか。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

必ずしも我が国は国際的な合意がなければ環境保全の取り組みを何もしないという意味で申し上げたわけではございませんが、今回の京都会議に至る経緯を振り返ってみても、例えば新しいHFC、PFCといった、いわゆる代替フロンといった物質を対象にするかどうかという大変大きな議論がございましたけれども、議論を尽くした結果として、そういう物質につきましても今後国際的に取り組みの対象にしていこうということと合意がなされたわけでございます。

このように、やはり典型的な地球環境問題でございますから、一國のみの取り組みというだけでは、国際的に協調した取り組みが行われなければやはり効果を十分上げ得ないわけでございます。そのような意味で、取り組むべき物質が新たに生じてきたという場合には、やはり国際的な合意をまず形成すべく努力をすべきであらう。そうした国際的な取り組みの枠組みの中で、国内的にも法律という手当てをすることによって対策を進めていくべきではないか、このように考えている次第でございます。

○武山委員 まぜ返すわけではありませぬけれども、

も、何となくお話を聞いていると、これは国際的な枠組みで取り決めますからという枠組みでしますよと変にグローバルスタンダードを持ち込んでいるように聞こえるのです。要は政令なのか法律なのかということで、開発されてそういう温室効果が認められる場合には、日本は日本で独自でぜひ政令で対処してほしいということなんですよ、言いたいことは。変にグローバルスタンダードで、外の枠組みにやはり認知されるまで待っているというのじゃなくて、独自性というのは、日本が主體的にやるというの、そういうことと部分でもリーダシップはとれるわけなんです、他国を待っていないからって。

ですから、法律か政令かということで私は今議論したわけなんですけれども、相変わらずそういうときに限って、これは国際的な枠組みですという答弁ですから非常に残念ですけれども、この議論はまたしたいと思えます。

それでは、基本方針の策定に関するもので、従来の基本方針の策定に当たっては、省庁の縄張り争い、密室の議論に左右されることなく、透明性を確保し、広範な民意を反映できるように仕組みを制度化するということを私も本当に強く言っております。先ほどある議員が質問しましたけれども、この点やはりこの法律では、私も欠落していると思うのです。

それで、今後基本方針を公衆の縦覧に付して広く国民の意見を求めることをやはり制度化すべきではないかと思えます。これは重複しますけれども、もう一度お尋ねしたいと思えます。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

基本方針につきましても、これはこの法案におきまして、温室効果ガス排出抑制のために、国や地方公共団体、事業者、国民のそれぞれが講ずべき取り組みの基本的方向を示す極めて重要なものだと考えておりますので、そうした基本方針を定めてまいります手続といたしましては、広く国民の意見を聞いていくことが重要であるというふうに考えております。

したがって、作成に当たりましては、中央環境審議会の御審議をお願いするとともに、その過程で国民の意見も広く伺いまして、それらを適切に審議に反映させていきたい。こういうことによりまして、国民の意見が適切に反映された基本方針がつけられるように努力をしてみたい、こういうふうに考えております。

○武山委員 今回の法律の成立の過程を見ておりましても、相変わらず密室の議論なんですよ。本当に残念な心持で申し上げますけれども、国会の、こういう立法院の立場で相変わらず透明性が確保できないという現状にだけだめな感じが、一人一人の心の中で認識しているのかなと思えます。密室の議論というのは本当に、それはある部分は必要でしょうけれども、なるべく透明性を確保したものがやはり我々この立法院の委員会において行われたいと、国民には透明性だなんて言ったって何も説明にならないと思うのです。

それで、今回の法律が上がる過程において非常に密室の議論に相変わらず執着していた、私から見たら執着しているわけですね、当のそれぞれかわっているわけですね。その辺やはり個人が、透明性というものはどうなのか、密室の議論というものはどうなのか、どういふときに密室の議論をして、どういふとき透明性を確保するのかというところは、環境問題のこの法律だけではない、やはり今まさに日本国民が問われている問題だと思っております。足元をやはり見直す問題だと思っております。

法案を成立させるための努力というのは、やはり議論をして、堂々と渡り合って政策で仕上げていかなきゃいけないものだと思うのです。それをやはり私はいろいろな面で、私の党は闘う集団、もちろん私自身もそうですけれども、一つ一つ闘ってきたわけですから、そういう立場において、何となく言葉のイメージとか、圧力とか圧迫とかかけてくるわけなんです。

そういう不透明な議論では、絶対にやはり委員

会自体もよくなりませんし、立法院自体もよくなりませんし、ましてや日本の、本当に国の根幹を問われているようなものを非常に今回感じたわけですから、やはりこれはそれぞれがそれぞれ立場で改革していかなきゃいけないんだということを痛感いたしました。これは、本当に百万遍言葉で語ってもやはり一つの行動が大事なことになるだと思っております。

やはり言葉というのは、十分過ぎるくらいもう十分なんです。ですから、やはり言葉ではなく実行がまず求められていることなわけですから、実行をするということが今一番大事なことであり、思っています。環境庁長官。

○真鍋国務大臣 先生の議論を聞いております。ディスクリーズするということは、もう情報化社会の中で大切なことは言うをまたないわけであり、ましてまた、政策的な議論をしていくというの、立法院の中で何としてもそれが武器であろうという感じを持っておるわけでありまして、これからの議論を深めてまいりたいと思っております。

ただ、時間的な有限性もございまして、いろいろな面を意を十分言い尽くしておりませぬけれども、先生の言われるような目標を持ってこれから委員会審議をやつていき、また多くの国民からの信頼性を高めていく方向に持っていかなきゃならぬ、こういうことを感じております。

○武山委員 今までも時間の制限というものはいろいろなところで出てまいりました。しかし、時間というのはつければいいわけであって、やはりつくって十分時間をかけるといことが大事だと思っております。時間が長いという理屈にしてこいういう大事な法案を上げるといことは、やはりもつてのはかだと思えます。時間がなければ、時間があつたといふだけだからと、もう時間は無制限にあると思えます。ですから、それは前もってある程度予定を立ててやらなきゃいけないことだと思えます。そういう意味で、こいうい

反省を踏まえて、十分時間をとるということわざるを得ないと思ひます。

それは、次の質問に移ります。

事業者の事業計画の策定に関するものですけれども、京都府で日本の削減目標は六％と決まっているわけですが、既に日本は基準年の一九九〇年から九・四％も二酸化炭素がふえているわけですね。そうしますと、実際は一五％くらい削減しなければ国際公約を達成できないわけですが、そのことを考えますと、事業者の削減計画の作成、公表が努力目標というのは国民感情からして納得できないわけですね。

そして、この法律の七条二項四号というわけですが、国のつくる基本方針の中に、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者については、排出抑制計画の策定、公表について定めるとしてありますけれども、この辺は具体的にどのような内容になるのかぜひ説明いただきたいと思ひます。

それから、これによって事業者に対して効果的な取り組みを促すことができるのかどうか、その二点について伺いたいと思ひます。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

事業者が策定し公表すべき計画についてのお尋ねでございますが、まず、七条二項第四号にございます温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者が作成し公表すべき計画に關しましては、この基本方針におきまして、計画を策定し対策を総合的に講ずることによって、効果的に排出の抑制等を推進すること、それから計画及びその計画に基づいて講じた措置を公表することなどを定めることとしております。

それから、同じ七条第二項第二号に、これは事業者だけではございせんが、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項ということで、ここに事業者が講ずべき措置に関する基本的事項が定まってくるわけでございます。

いますけれども、これにつきましては、例えば申しますと、高効率ボイラーなどの温室効果ガスの排出が少ない設備を選ぶ、あるいは温室効果ガスの排出の少ない製品を開発するといったことなど、できるだけ具体的にわかりやすい記述をいたしまして、これを読んで事業者が十分に理解をし、そして事業者の創意工夫に基づく取り組みが行われるようなものにしてまいりたい、このように考えているところでございます。

そのような基本方針を定めることによって、あるいはそのことに基づきまして、事業者が努力義務でございますが計画を策定し公表することによりまして、実際にどの程度対策が進むのかというところにつきましては、この委員会でも繰り返し御議論がございまして、私も、努力義務でございますけれども、このような形で法律にルールとして定められることによりまして、国民の目に見える形で、事業者の間にはば前向きな、積極的な競争が働かしまして、結果として創意工夫を凝らした計画の作成や公表の動きが広がっていくもの、このように考えているところでございまして、このように取り組むがさらに進んでいくもの、このように考えております。

○武山委員 ちょっと具体的ではないのですけれども、後の方はわかりましたけれども、前の方の質問の、それでは例えば公表はどういうふうにするのでしょうか、具体的に。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、計画を策定いたしました事業者については、その公表を行うことというものを基本方針において定めることとしてございまして、具体的などのような公表の仕方をとるかということにつきましては、それは細かく定めることは考えておりません、それあたりは事業者の自主的な判断によりまして、いろいろ工夫を凝らした形で公表をしていただくというふうに今考えております。

実際に、既に一部の企業におきましては、環境レポートの作成といった形で、かなり創意工夫を凝らしましてそういう報告書を公表しているわけでございます。そういう動きが自主的な形でさらに広がっていくことを期待しているわけでございますので、余り細かいところまでは定めることは考えておらないところでございます。

○武山委員 そうしますと、自主的ということですので、これはもう基本的にはだれの目にも触れるか触れないかわからないわけですね。自主的ですから、そこでも環境レポートを出しているかどうかかわからないわけですね。そういう全くの自主的ですから、やってもやらなくてもいいという意味にもとれますし、そこで、ある事業者のAというところでレポートを出しているかどうかかわからないわけですね。企業は、事業者というのはもう数限りなくあるわけですから、その辺も全くの自主的という言葉の意味どおりの自主的なんでしょうか。ある程度は見本として、例えばこういう手本がありましょと出さすのでしょうか。

○浜中説明員 お尋ねの公表についてでございますが、公表の趣旨としては、やはり公表することによってまた国民の目に触れて、いわばその目のもとで開かれた形で取り組みを進めていくということが趣旨でございます。

そのような意味で、公表された報告書を知らんになった国民からのいろいろな御意見もいただけたらというふうなことが期待されるわけでございます。それから、インターネットを通じて公表するなり、あるいはいろいろな刊行物の形で公表するなり、そういうたくさんの方が当然入手をして見られるような形で公表をしていくように、そのような形で公表を促してまいりたいというふうに考えております。

○武山委員 そうしますと、今の答弁ですと、全くの自主的な公表の仕方を指示するという意味ですね。例えば、インターネットとか半年に一度どこかへ報告してくださいとか、あるいはこういう報告がありましょとか、都道府県が事業者のリー

ダリーップをとるとか市町村がとるとか、そういうのは全くないわけですね。一事業者が、A社というところが全く自主的な企業ロイヤルティで、うちはこういうふうにとるとかといえそれは進んでいる会社。これはもう努力なので今忙しいからやらなくてもいいや、それも自主的な態度なわけですね。やるかやらないかの態度じゃなくて、できないという自主性ですね。

やはりある程度様子を見るのか、それともある程度リードしていくのか、大企業だけリードしていくのか、その辺が全く詰まられていないというふうな今状態だと思ふのですね。その辺はどうでしょう。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

基本的には、この法案の考え方は、企業といいますが事業者が計画の作成とその公表を努力するように努めることを求めているということでございます。自主的な計画の策定と公表を求めているということでございます。

私も政府といいたしましても、事業者のこうした自主的な計画の策定やその公表を促していくために、いろいろな技術的な情報の提供その他いろいろの助言をし、支援をしてまいりたい。そういうことによりまして、そうした自主的な計画の策定や公表が進んでいくようにしてまいりたい、このように考えております。

○武山委員 やはりこはもつと話を詰めないといけないところだと思ふのですね。自主的というのはどうにでもとれますし、助言するといつたて、どこをやるのか。あるいは程度やってくるのか。いろいろな意味で細かい議論ですけれども、これはもつと詰めないといけません。

それから、あともう一つ。ISO14000というのですか、これは国際認証機構、日本のJISみたいな機構ですね。国際的な環境監査の認証だと聞いているのですけれども、このISO14000による環境監査が日本を初め世界的に普及してきていると聞いているのですけれども、監査

の対象は事業者単位で、それは企業だけにどまらず、自治体にも適用をされているということを知りておきます。そして、自治体の中でも、国際認証機構、ISO14000というのですか、この認定を取る動きも出ています。温室内効果ガスの削減においても環境監査の仕組みを制度化する考えがあるんじゃないかと思えます。環境庁の見解をちょっと伺いたいと思えます。

○岡田政府委員 ISO14000シリーズにつきましては今お話がございまして、もちろん私も、ISO14001、特に1につきましては、各事業所、事業所で一生懸命認定を取っていたように我々も働きかけをしてあります。もちろん自治体で現に取ったところもございまして、私も人様に働きかけをするだけではこれはまずいだろうということで、環境庁自身でも14001の認定取得に向けてチームをつくりまして現在取り組みを始めております。

したがって、そういう手法が一つ有効であることは十分承知しております。ですから、この手法が有効であるということはもちろん今申し上げました。

もう一つの、先ほど来のお話との関連で申し上げますと、地球環境部長が御答弁申し上げた点でございますが、企業が現在どういうような環境レポートをつくり、その中でCO₂等温暖化ガスについての排出量の把握なり記述なり、どういう記述がなされているかということについては、それなりに私も企業からデータをとっております。

とっておりますと、企業によって本場に随分工夫をされているところがありまして、例えばライフサイクルで、原料段階から製造過程、さらには運輸、輸送部門、それから最後に顧客がそれを利用するところまで、そこまで把握しているところもあれば、製造段階のところもあれば、いろいろございまして、そのときに、先ほど来

申し上げておりますのは、我々もいろいろな取り組みをしておりますことは承知しておりますので、少しでもいい取り組みをしようというために、いろいろなガイドラインみたいなものは出したいのです。一方、自主的取り組みというところで、いい工夫をしてい発表をしようというためには、公表そのものにまだ逡巡しているところもあるものですから、できるだけ公表にまず引張り込む、公表しただけでいいというふうに努めてもらい、ここをやりたというところをございまして、余り最初から大上段に振るかぶった棒をがっちり決めることはむしろ控えて、公表にみんなに乗っかってもらうようにしたいということである申し上げました。

○武山委員 そうしますと、制度化する方向だという意味ですね、この環境監査の仕組みは、もう一度お答えいただきたいと思えます。仕組みを制度化する方向という解釈でよろしいのでしょうか。

○岡田政府委員 ISO14000が環境監査としての効果を持っていることは先ほど申し上げました。ただ、今の地球温暖化対策のための工場の取り組み等にこのものがストレートに結びつくかどうかについてはちょっとまた別のものかと思っております。したがって、そういうことからいろいろの弾力的な対応というのを考えたいというのは、先ほどの答弁で関連を申し上げたわけでありす。

○武山委員 どうもありがとうございます。

○北橋委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。よろしくお願ひいたします。

先国会で、本法案の審議に当たりまして、私は、法案に事業者の規制措置が盛り込まれなかった問題や、また規制緩和による事業者の二酸化炭素の大量排出を事実上野放しにしている問題、また国内の措置というよりは吸収源や排出量取引などの抜け穴頼みになっている問題等について、これまで三度にわたって質疑、議論を行ってきたところでございます。きょうは最後の審議となります。

すので、地球温暖化対策を推進される政府の基本的な姿勢にかかわる問題について、幾つかお聞きをしていきたいというふうに思っております。政府の地球温暖化対策推進本部というのが設置をされまして、そこで六月十九日、地球温暖化対策推進大綱というのを決定されました。

この対策の内容なんですね、一つは原子力立地の推進、二つには国民のライフスタイルの見直し、三つには排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの取り組みというふうになっております。そして具体的には、原子力立地の推進を中心としておまして、二、五％の削減を行う、代替フロン等三ガスをプラス二％程度にとどめる、森林等での吸収で〇・三％の削減というふうになっておりますけれども、追加的な吸収で三・七％削減に努める、そして排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの活用というふうになっていくわけですね。

私も、まだ安全性が確立していない、最大の環境破壊ともなる原子力の推進ということには同意できないわけですね、それにしても、今ある程度削減が見込まれているのは、削減目標六％のうちわずかに〇・八％にすぎないということなんです。この内容は、京都会議の前に政府の関係審議会の合同会議がございまして、そこで温暖化ガスの排出量を〇・五％削減するために取りまとめられた国内対策のメニューというのがあるわけですね、これとほとんど変わらないというふうな状況になっているわけですね。

そこで、大臣に伺いますけれども、これではとても京都議定書で交わした約束、六％の削減ということは履行できないのではないかと思われるのです。いかがでございましょうか。大臣にお答えいただきたいのですが。

○眞鍋国務大臣 六％の削減問題について、いろいろと今日までの経過をお話しなされていただいたわけですね。

私も、環境庁長官になりました、果たして京都議定書の六％が達成できる見込みがありや否やと

いうことで、具体的に事務方にも案を出していただいたわけですね。その中で、例えば二酸化炭素の排出によって削減される温暖化防止策はどの程度のものであろうかというふうなことで、数字的に取りまとめたわけですね、全体の二割から三割からいって、それは六％のうち二割から三割、例えば排出量の多い企業の鉄鋼とかセメントとか化学部門とか、いろいろなところから出しているんだというところですね、もっと多角的な対策を講じていかなきゃならないということで叱咤したところがあります。

私ども、いろいろな面で御協力をちょうだいしながら、その目標達成に頑張つてまいりたいと思っております。ですから、数字的なことにつきましても事務当局の方から御答弁させていただきます。

○藤木委員 長官、御就任になられて早速、この六％問題達成のためにいろいろと研究もされて、心砕いておられるというお話を伺ったというふうに私は思っております。

それで、問題は、この大綱そのものが私は問題だというふうに思っております。あと説明員の方には違つた質問をお願いをさせていただきますけれども、結局、経団連の環境自主行動計画が示しております九〇年比で安定化、九〇年比で安定するのだということが実はこの大綱に盛り込まれているというところが問題であらうというふうに私は思っております。

結局、そうなりますと、産業とか運輸などの国内措置で削減するのは〇・五％、残りは森林吸収で三・七％、排出量取引とか、共同実施とか、クリーン開発メカニズムの活用で二％程度を削減するということではなかなかというふうになるわけですね。それではいわゆる抜け穴頼みになるのではないかと懸念しているわけですね、中環審の中間答申でも、各国の地球温暖化防止対策を推進させ、抜け穴を生ずることなく地球全体

としての温室効果ガスの純排出量が確実に減少する方向で政府が努力することと指摘をして

るわけでは、環境庁にお尋ねするわけですが、抜く穴額とならないで京都議定書で約束をした六割削減を履行できるような対策、これを強めるべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

京都議定書におきましても、排出量取引あるいは共同実施などは、目標達成に当たって国内措置を補完するものであるというふうに位置づけられているところをごさいます。我が国といたしましても、国内対策を基本として目標の達成を図るべきだというふうに考えているわけでごさいます。

こうした考えから、この法案におきましても、今日の段階から取り組むべき対策を講ずることによりまして、京都議定書の締結やその履行の確保に備えて今後の対策の土台を築こうとするものでございます。こうした枠組みの中で、省エネ法等関係する諸法律との連携を強化し、その他の地球温暖化防止対策の一層の充実などによりまして国内対策の強力な推進を図っていききたい、このように考えているわけでごさいます。

○藤木委員 くしくも今、補完的な役割でしかないということをお認めになっていらっしゃるわけですが、それと併せて、京都議定書で約束されている排出量が確実に削減できるという計画にいたしませんと、それは本末転倒になろうというふうに思われるわけですが、この大もとのところで削減できないというような計画でしたら、やはり抜く穴額と言われても仕方がないからというふうに思われるわけでは、環境吸収は二酸化炭素の吸収量を正確に測定できない、科学的にまだ不確実な面があるというふう

に言われております。私も実際先ごろ、国立環境研究所で、科学の面から見ると、吸収源の組み込みというのは問題があるというふうに伺って

まいりました。

そこで、今後の国際交渉で森林吸収の追加的吸収分が確保されなかった場合、〇・八割以外は排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの活用で削減するということになるのではないかと

思いますけれども、それはいかがですか。

○浜中説明員 御指摘のとおり、吸収源につきま

しては、京都議定書において、目標達成に算入することができるとされたわけでごさいます。具体的には、その中に定められております森林あるいは再造林ということがございますけれども、現在の段階では、具体的にどのようなものを例えれば森林とみなすかというように定義の問題が残っております。それから、今後森林や再造林以外に追加的にどのような吸収源を考慮することができ

るのか、これも検討していく必要がございます。こうした国際的検討に我が国としても現在積極的に貢献をしているところでございます。そういうことでございますので、今後吸収量としてどの程度の量を見込むことができるかにつきま

しては、こうした国際的な検討が進展いたしますと、具体的な数値に申し上げることができな

いわけでごさいます。六割削減目標の達成は、これは国際的に公約したわけでごさいますから、もちろん排出権取引、共同実施等の国際的な仕組みもございますけれども、同時に国内対策につきま

案では数量の無制限というふうになっております。結局、アメリカでは削減目標七割のうちの七

上、削減コストは年間三千億程度あれば済むというふうになっております。

減するということに報道されておりますけれども、では、我が国ではどの程度排出権買取で削減するということに

環境庁に伺いたいのですけれども、こうしたモデルで大幅な削減が可能かどうかというところが実際にわかっていないの、なぜ国内措置による思い切った削減対策をおとりにならないのか、とれないのか、その辺をお答えいただきたいと思いま

す。

○浜中説明員 お答え申し上げます。

御指摘のいわゆるA・I・Mモデルでござい

けれども、これは幾つかの社会経済条件等についてのシナリオやケースごとに予測を行うものでござ

います。例えば技術の動向がどうなるか、あるいは生産システムがどうなるか、ライフスタイルはどのように変わっていくだろうかということに

ついて幾通りかの仮定を設けて、その条件のもとで計算をするわけですが、しかもなおかつ、一定の経済的な措置、炭素税といったものも導入する

というケースにおいて、ただいま御指摘になられたような削減も可能だという試算が得られたものでござ

います。

このように、このA・I・Mモデルでは導入を想定した施策が実施可能かどうかという点については、これは政策上の観点から判断すべき事項でござ

います。外から与えられるものでござ

います。先ごろ、国立環境研究所の社会環境システム部の森田室長から、地球温暖化総合評価モデル、A・I・Mというモデルにつきましてお話を伺う機会が

ございました。これによりまして、我が国の二酸化炭素排出削減の可能性として、大きい負担なしに二〇一〇年に九〇年比マイナス五ないしは一〇

のような施策を進めていくということにしたところでございます。

○藤本委員 このモデルについて、研究もされ、いろいろと検討されたとおっしゃいますけれども、このモデルでは、省エネルギー技術の費用、効果に関する情報普及とそれに基づく合理的な機器選択行動の啓発、市場への導入促進、炭素税の導入などの対策で可能だとしているのではないですか。かつて、環境庁の地球温暖化対策技術評価検討会の試算でも、各種技術的対策にまじめに取り組むならば、九〇年比で六・五％から八・一％の削減が可能だという結論をお出しになっていらしたじゃないですか。ですから、削減できないわけはないと思います。問題は、政府が本気で削減対策をやるのかどうかにかかっていると思います。

大綱では、エネルギー需要面の二酸化炭素排出削減対策の推進といたしまして、エネルギーの消費効率率の大幅改善、省エネルギー基準等の強化、また、産業界等の行動計画の事後点検などを挙げておりますけれども、結局、二〇一〇年に九〇年比で安定化するとところから一歩も出ていないと言わなければなりません。しかも、これらのほとんどは通産省所管の省エネルギー法に基づくものでございまして、私たちが今議論している、審議をされている地球温暖化対策推進法によるものが見当たらないと言っても言い過ぎではないと思います。

環境庁、この法成立による具体的な法益、今審議しているこれが成立いたしましたらどんな法益があるのか、メリットがあるのか、法的な削減効果をもどの程度それでは見込んでいらっしゃるのか、具体的お答えをいただきたいと思っております。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。
この法ができることによる法益といえますか効果についてのお尋ねでございますが、この法律案は、たびたび御説明を申し上げておりますけれども、京都議定書の発効を待つことなく今日の段階から取り組むべき対策を定め、実行していくこと

によりまして、京都議定書の締結やその履行の確保に備えた土台を築こうというものでございます。

したがって、この法案は京都議定書の削減目標の達成を直接目指すものではありません。そういう意味での削減効果を定量的にとらえることは困難ではございますけれども、各主体の責務を明らかにし、国や都道府県あるいは市町村、事業者の計画的な取り組みを促進していくというところ、あるいは国民の取り組みを促進するためのセンターの設置などの措置を規定しているわけでございます。こうした枠組みのもとで各主体の創意工夫を奨励した取り組みが広がることによって排出量の抑制が進むものというふうに認識をしております。

○藤本委員 今伺っていますと、法的効果を見込んでいないわけではございません。国民がどれだけの協力していただけるかということに期待を寄せているというのには全く驚きであります。このような姿勢では、議長国としての責任と京都議定書の約束は果たせないのであるというふうに思います。枠組みだけでは具体的な削減効果は十分だということを感じます。そこで、先ほどから大綱の省エネルギーや新エネルギーの導入などエネルギー対策を強調して、それで国内の措置をとるんだというふうに出ておられるわけですから、京都議定書で約束した六％削減を確実に履行するためには、長期エネルギー需給見直しこそ抜本的に見直さなければならぬのではないのでしょうか。

通産省資源エネルギー庁は、五月十一日、総合エネルギー調査会の需給部会に対して、長期エネルギー需給見通しの原案を示しております。それによりますと、CO₂排出量を九〇年度レベルに抑制することを前提にして、九六年度は五億九千七百万キロリットルを二〇一〇年度には六億一千六百万キロリットルに抑制をする。その供給内訳は、石油の場合、九六年度で五五・二％から二〇一〇年度で四七・二％、石炭は一六・四％か

ら一四・九％にそれぞれ減らし、天然ガスを二・四％から一・三％に、原子力を二・三％から一・四％に伸ばす。新エネルギーは一・一％から三・一％に増加させるとしております。しかし、この程度の見直しでは、CO₂排出量を九〇年度六％削減にはほど遠いものでございます。

環境庁、どうですか、この長期エネルギー需給見通しの省エネルギーや新エネルギーでは、大幅削減は期待できませんか、できないのではないのでしょうか。

○浜中説明員 お答えを申し上げます。

ただいま御指摘の長期エネルギー需給見直しに盛り込まれましたのは、エネルギーの消費に原因を持つております二酸化炭素の排出についての削減対策でございます。環境庁といたしましては、こうした取り組みも含めまして、京都議定書で定められました六種類のすべての温室効果ガスの排出抑制対策が着実に実施されますように、この法案に基づき取り組みを強力に進めてまいりたい、このように考えております。

○藤本委員 京都議定書で約束した六％削減を確実に履行するというためには、私たち日本共産党が「新日本経済の提言」というので提案をしておりますけれども、例えば、エネルギー消費の二〇一〇年度までの伸び率を低く抑えて、供給での石油を一〇％以上削減する。石炭で一六％の削減、そして天然ガスを一六〇％程度、新エネルギーのシェアは一〇％程度まで大幅に引き上げるということをやったところでありますけれども、こうすべきだと思っております。

いずれにしても、CO₂排出量を九〇年度レベルに抑制するということを前提にした長期エネルギー需給見直しでは、京都議定書の約束に反したものであって、抜本的に見直すというのを要請すべきだと思います。この点は大臣にお答えをいただきたいと思いますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○眞鍋国務大臣 先生おっしゃるように、化石燃

料によるエネルギー削減を図っていかねければならないと思っております。それから排出される排気ガス等は、何としても削減目標を立てて、目的達成のために頑張っていきたいと思っております。

一方、新エネルギーでございますけれども、いろいろな面で研究されておるわけでありまして、私も昨日見てまいりましたけれども、低公害車の普及でございますけれども、この普及をなすことによりまして、今の排気ガスが半減するというところであります。それから一つの大きな目標達成のための材料だと思っております。

電気自動車にも乗りましたけれども、もう少しバッテリー関係が充実してまいりますと、ほとんど排気ガス等の問題は解消されるということでありまして、各メーカーにおきましても、それがために大変な研究努力をいただいております。また削減の協力もいただいております。ですから、あれやこれやの対応の中でその目的を達成すべく努力してまいりたいと思っております。

○藤本委員 非常に大臣御熱心に、削減のための御研究も御自身なさっておられるように伺いました。しかし、実際その長期エネルギー需給見通しそのものが最初から削減目標の六％削減を履行するという立場に立っていないというところが問題でございます。ぜひ地球温暖化問題の関係閣僚の一人として抜本的に見直すように、重ねて要請したいというふうに思います。それでは、産業部門でのエネルギー消費の伸び率をこれ以上低く抑えることができないのかという問題ですけれども、環境白書では、産業部門のCO₂排出量は近年横ばいでございまして、その背景としては、石油危機以後主要産業におけるエネルギー原単位が急速に向上したものの、実際、最近になりましたエネルギー利用効率の改善が見られなくなったという点が問題でございます。確かに、エネルギー多消費四業種のエネルギー消費原単位の推移というのは、第二次オイル

ショックの後、八二年から八六年ごろまではうんと低下をしておりました。ところが、その後は悪化傾向で推移をしているというのが実態でございます。

ですから、この産業部門の中心になっている製造業、その中でもエネルギー多消費四業種が、八二年以降もエネルギー利用効率を改善するということを進めていたならば、製造業全体、そして四業種だけでもCO₂排出の大幅削減が可能であったというふうに思われます。だから、やろうと思つたらできるという問題です。産業部門では、エネルギー利用効率の改善を進めれば、エネルギーの消費の伸び率をさらに低く抑えることができ、京都議定書で約束した六％削減を目指すことが可能になるわけです。

そこで大臣に、やはり産業界に対して、一層このエネルギーの利用効率の改善をやりなさいということを要請していただきたいというふうに思うわけですが、その辺はいかがでしょう。御決意をぜひお述べをいただきたいと思ひます。

○真鍋国務大臣 産業界にエネルギーの化石燃料からの転換を要請するのは、これは六％達成のために欠くべからざる行動だと思つておるわけであります。

日本は、オイルショック時には、いろいろな新エネルギーを開発し、またエネルギー多消費型の産業部門にもいろいろ注文をつけて、省エネルギーに協力してもらつたわけでありました。やはり二〇〇八年、一〇年には六％削減という目標をつくつたわけでありまして、それは努力目標におさまらずに、必ず達成するという意気込みを持つてやつてまいりたいと思つておるところであります。どうぞよろしく願ひします。

○藤本委員 最後です。今のお話を伺ひまして、一言お願いだけ申し上げておきたいと思ひます。

通産省が四月一日に、九八年度電力供給計画の概要というのをお出しになつていらっしゃるわけですから、この概要の計画ですと、そのもの

自身が長期エネルギー需給見通しにも矛盾しておりますし、まして京都議定書の六％削減を達成するというには全く反するという内容になっております。ですから、COP3議長国である日本政府の地球温暖化対策推進本部の副本部長である環境庁長官がぜひともイニシアチブをおとりいただきまして、それぞれの関係する省庁に対して勇気を持って、こういった目標を達成するためのいささかでも妨げになるようなものに対しては、御意見をしっかりと述べていただきたいということを中心からお願ひさせていたゞいて、私の質問を終わらせていただきます。

また、我々の消費活動等日常生活における温室効果ガスの排出は増加傾向にあることから、現在の大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを環境への負荷の少ない環境に優しいものへ切りかえていくことが重要な課題となつており、この課題に本格的に取り組むに当たっては、すべての国民の主体的な参加が不可欠であります。

修正案は既にお手元に配付されておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。その内容は、第一に、COP3の議長国として、京都議定書で約束した六％削減を締結に先駆け国内措置で履行できるようにするため、政府が総量の削減に関する目標、総量の削減のための施策を明記した温室効果ガスの総量の削減等地球温暖化対策に関する基本方針を策定し、排出量第四位の日本の国際的責任を明確にするものです。

○北橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○北橋委員長 次に、藤本洋子さん。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○北橋委員長 この際、本案に対し、鈴木恒夫君外五名及び藤本洋子さんから、おのの修正案が提出されております。

○北橋委員長 以上が、修正案を提出いたしました趣旨と内容であります。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○佐藤(謙)委員 私は、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党、社会民主党・市民連合及び新党さきがけを代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○北橋委員長 次は、藤本洋子さん。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

修正案はお手元に配付してありますので、案文の朗読は省略させていただきます。その趣旨について御説明申し上げます。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

地球温暖化は、我々人類を初めとするすべての生物の生存基盤である地球に対し、さまざまな悪影響を及ぼすおそれのある問題であります。そのため、温室効果ガスの濃度を安定化し、地球温暖化の防止を図ることが我々人類に課された責務であります。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○藤本委員 私は、日本共産党を代表して、議題となつております地球温暖化対策推進法案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

第四百十二回国会、内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、藤木洋子さん提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北橋委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、鈴木恒夫君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北橋委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北橋委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○北橋委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、鈴木恒夫君、佐藤謙一郎君、田端正広君、武山百合子さん、藤木洋子さん、北沢清功君及び武村正義君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。鈴木恒夫君。

○鈴木(恒)委員 私は、ただいま議決されました地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び新党さきがけを代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 京都議定書で定められた我が国の温室効果ガスの削減目標については、排出量取引や共同実施等は目標達成に当たって補完的なものであるとされていることに留意し、本法の適切な実施、省エネ法等関係諸法律との連携強化、その他の地球温暖化防止対策の一層の充実等により、目標の達成に向け国内対策の強力な推進を図ること。

二 地球温暖化対策に関する基本方針については、これが本法の目的達成のための最も重要な役割を果たすものであることにかんがみ、地球温暖化防止行動計画が策定された後も、一九九〇年以降二酸化炭素の排出量が増加し続けている現状を謙虚に反省し、各主体が真に削減効果の上がる対策を講ずることとなるように、その内容を厳密に定めること。

三 政府自らが定める温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画については、率先実行の姿勢を国民に示すため、具体的かつ明確にその内容を定め、これを確実に実行するとともに、計画の実施状況等についての分析、評価等を行い、さらにこれらの情報を国民へ提供していくとともに、できるだけ国民の声を反映させていくこと。

四 事業者が、温室効果ガスの削減に向けて自主的に法律に基づく計画等を策定、公表するよう促していくため、技術的情報、他の事業者による先駆的な取組等についての情報の提供など、積極的な支援を行うこと。

五 国民が温室効果ガスの排出削減を行うに当たっては、国民一人一人のライフスタイルを見直すことが肝要であることにかんがみ、国民各層に対し、本法及び京都議定書の趣旨の周知を図るとともに、特に、国民の担う役割に関し普及・啓発、教育・学習等を通じてなお一層の理解を得るよう努めること。

六 政府、地方公共団体及び事業者の策定する

実行計画等の内容やその実施状況を公表し、社会的評価を受けることにより、地球温暖化対策の推進を図ることが本法において重視されていることから、これを促進するため、策定された実行計画等及びその根拠となる情報を収集し、これらの情報に基づいて分析、評価を行うとともに、その結果を広く国民に提供するように、必要な措置を講ずること。

七 地球温暖化対策の推進に当たっては、国民の賛同と参加を得ることが重要であることにかんがみ、基本方針の策定、実行計画の実施状況の評価等に当たり広く国民の意見を聞くとともに、全国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターの活動に国民、住民の意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずること。

八 京都議定書の早期発効に向けて積極的なイニシアティブを発揮するとともに、排出量取引等の国際的仕組みの構築に当たっては、これらの仕組みが各国の温室効果ガスの排出削減措置の抜け道とならないよう、その国際的な交渉に指導力を発揮すること。

九 二〇一〇年には途上国の温室効果ガスの総排出量は先進国のそれを上回ると推定されていることから、途上国における取組が強化されるよう、我が国がCOP3で発表した「京都イニシアティブ」を着実に実施し、途上国への技術移転、資金供与、途上国での人材育成等を積極的に進めること。

十 大気中の温室効果ガスの濃度、気象や生態系の変化の状況を適確に把握するための観測・監視及び地球温暖化による地球環境への諸影響の予測に関する調査・研究を充実するとともに、その成果を広く各主体に積極的に提供すること。

十一 環境委員会においても今後の地球温暖化防止対策の推進に寄与するための必要性から、各主体における温室効果ガスの排出抑制等の実施状況を初めとする本法の運用状況

及び本附帯決議の実施状況を本委員会に対し適時適切に報告すること。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○北橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北橋委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。真鍋環境庁長官。

○真鍋国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

なお、先ほど答弁の中で委員の皆さんに誤解を与えるような答弁をいたしましたことをおわび申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○北橋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

地球温暖化対策の推進に関する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止が人類共通の課題となつてゐることに鑑み、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふつ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限り)を使用すること

とをいう。

5 この法律において「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスたる物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスたる物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。)を乗じて得た量の合計量をいう。

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(第五項において「民間団体等」という。)が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

5 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進す

るために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(基本方針並びに政府の事務及び事業に関する実行計画等)

第七条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

三 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 当該計画の策定、変更及び公表に関すること。

ロ 当該計画に定めるべき措置の内容、当該措置により達成すべき目標その他当該計画の内容に関すること。

ハ 当該計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)の公表に関すること。

四 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する基本的事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下

この条において「実行計画」というものを策定するものとする。

2 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、実行計画を策定するように努めるものとする。

3 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び実行計画を策定した市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む)を公表しなければならない。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第九条 事業者は、その事業活動に関し、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

(地球温暖化防止活動推進員)

第十条 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 1 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 2 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のため必要な助言をすること。

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(都道府県地球温暖化防止活動推進センター)

第十一条 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法明治二十九年法律第八十九号(第三十四条の法人であつて、次に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について普及活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、

その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第五号に掲げる事業(同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、総理府令で定める。

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第十二条 環境庁長官は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における普及活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴って温室効果ガ

スの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 都道府県センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに都道府県センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境庁長官は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「環境庁長官」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「環境庁長官」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(温室効果ガスの総排出量の公表)

第十三条 政府は、毎年、我が国における温室効果ガスの総排出量を算定し、総理府令で定めるところにより、これを公表するものとする。

(関係行政機関の協力)

第十四条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第十六条 第十一条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条まで並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境庁設置法の一部改正)

第三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成十年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

理由

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止が人類共通の課題となつていくことにかんがみ、地球温暖化対策の推進を図るため、政府において地球温暖化対策に関する基本方針を定め、政府及び地方公共団体において当該基本方針に即した自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための計画を策定するとともにこれに基づく措置の実施状況の公表を行うことを義務付け、併せて事業者及び国民に対して、地球温暖化の防止のために努力すべき目標を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する修正案(鈴木恒夫君外五名提出)

地球温暖化対策の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「その防止」を「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に對して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること」に、「となつて」を「であり、すべての者が自主的かつ積極的」にこの課題に取り組むことが重要であることと改める。

第八条第一項中「都道府県」の下に「及び市町村」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「実行計画を策定した」を削り、同項を同条第三項とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する修正案(藤木洋子君提出)

地球温暖化対策の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

本則中「抑制」を「削減」に改める。

第一条中「ともに」の下に「温室効果ガスの排出の削減等」を、「健康」の下に「かつ安全」を加える。

第三条第二項中「当該施策の目的の達成との調和を図りつつ」を削り、「配慮する」を「に」に改める。

第五条中「ように努める」を削る。

第七条第一項中「総合的かつ計画的な」を「総合的、計画的かつ効果的な」に改め、「図るため」の下に「温室効果ガスの排出の削減等」を加える。

第七条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 温室効果ガスの総排出量の削減に関する基本的事項であつて、次に掲げるもの

イ 温室効果ガスの総排出量の削減に関する目標

ロ 温室効果ガスの総排出量の削減のための施策に関する基本的事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、温室効果ガスの総排出量の削減に関する重要な事項

第七条第四項中「協議しなければ」を「協議するとともに、中央環境審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければ」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

(他の基本方針等との関係)

第八条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第三条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に関する基本方針その他の温室効果ガスの排出の削減等に関する関係のある基本方針等で政令で定めるもののうち、温室効果ガスの排出の削減等と関係のある部分は、前条に規定する基本方針と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

(総排出量削減計画)

第九条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域における温室効果ガスの総排出量の削減等に関し実施すべき施策に関する計画(以下「総排出量削減計画」という。)を定めなければならない。

2 総排出量削減計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の区域における温室効果ガスの総排出量

二 前号に掲げる総排出量についての削減目標量及び目標年度

三 当該都道府県がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置

四 前号に規定する措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)の公表に関すること

五 当該都道府県の区域内の工場又は事業場について、その種類及び規模ごとに定める温室効果ガスの排出量に関する基準

3 都道府県知事は、総排出量削減計画を定めようとするときは、総排出量削減計画策定協議会の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を

受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

5 都道府県知事は、総排出量削減計画を定めるときは、第二項各号に掲げる事項を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、総排出量削減計画の変更について準用する。

同条の次に次の三條を加える。

(罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反した者

二 第十五条第四項の規定による命令に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第五項の規定に違反した者

三 第二十三条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第十四条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(報告及び立入検査)

第二十三条 都道府県知事は、第十三条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、当該都道府県の区域内に工場を設置している者に対し、当該工場における業務の状況に関し報告させることができる。

2 都道府県知事は、第十四条及び第十五条の規定の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定工場に立ち入り、温室効果ガスを排出する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十三条を第二十一条とし、第十条から第十二条までを八条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の八条を加える。

(総排出量削減計画策定協議会)

第十条 各都道府県に、総排出量削減計画に定められるべき事項について調査審議するため、総排出量削減計画策定協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、都道府県知事、関係市町村(特別区を含む。)、学識経験のある者、当該都道府県の区域内に工場又は事業場を設置している事業者、当該都道府県の住民及び民間の団体で組織する。この場合において、協議会の庶務は、当該都道府県知事の統轄する都道府県において処理する。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村の事務及び事業に関する実行計画等)

第十一条 市町村は、総排出量削減計画に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置に関する計画(以下この条において「実行計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(総排出量削減計画の達成の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、総排出量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努める

平成十年九月十六日印刷

平成十年九月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C

ものとする。

(工場の指定)

第十三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の工場又は事業場(以下単に「工場」という。)であって温室効果ガス(当該工場に使用の本拠の位置を有する自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される温室効果ガスを含む。以下第十五条までにおいて同じ。)の排出量が政令で定める量以上のものを、温室効果ガスの排出の削減等を特に推進する必要がある工場として指定することができる。

2 都道府県の区域内に工場を設置している者は、当該工場の前年度(四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる一年度であって、直前のものをいう。)における温室効果ガスの排出量が前項の政令で定める要件に該当するときは、総理府令で定めるところにより、当該工場における温室効果ガスの排出の状況に関し、総理府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項の規定により温室効果ガスの排出の削減等を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「指定工場」という。)については、この限りでない。

3 指定工場を設置している者(以下「特定事業者」という。)は、当該指定工場につき温室効果ガスの排出量について、第一項の政令で定める要件に該当する見込みがなくなったときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

4 都道府県知事は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項に規定する事由が生じたと認められるときも、同様とする。

(特定事業者の実行計画等)

第十四条 特定事業者は、総排出量削減計画に即して、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置(他の者の温室効果ガスの排出の削減等に寄与するための措置を含む。)に関する計画(以下「特定事業者実行計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、前項の規定により特定事業者実行計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前二項の規定は、特定事業者実行計画の変更について準用する。

4 特定事業者は、特定事業者実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第十五条 都道府県知事は、特定事業者実行計画が当該指定工場に係る温室効果ガスの排出の削減等の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、特定事業者に対し、特定事業者実行計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

2 都道府県知事は、特定事業者が特定事業者実行計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に対し、特定事業者実行計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項に規定する指示を受けた特定事業者が、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項に規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくしてその指示に係る措置をとらなかつたときは、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

出の削減等のため実行すべき措置(他の者の温室効果ガスの排出の削減等に寄与するための措置を含む。)に関する計画(以下「特定事業者実行計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、前項の規定により特定事業者実行計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前二項の規定は、特定事業者実行計画の変更について準用する。

4 特定事業者は、特定事業者実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第十五条 都道府県知事は、特定事業者実行計画が当該指定工場に係る温室効果ガスの排出の削減等の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、特定事業者に対し、特定事業者実行計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

2 都道府県知事は、特定事業者が特定事業者実行計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に対し、特定事業者実行計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項に規定する指示を受けた特定事業者が、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項に規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくしてその指示に係る措置をとらなかつたときは、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定事業者以外の事業者の計画等)

第十六条 特定事業者以外の事業者は、総排出量削減計画に即して、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置(他の者の温室効果ガスの排出の削減等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域の事業者に対し、総排出量削減計画を達成するために必要な指導及び助言をすることができる。